



議會議長丸山正喜外三名(第三五九号)

特別区の区長公選制実現に関する陳情書(東京都練馬区議會議長横山繁雄)(第三六〇号)

人口急増市町村に対する財政措置強化に関する陳情書(枚方市議會議長中林賢治)(第三六一号)

自治体病院の財政援助に関する陳情書(新潟県北蒲原郡水原郷病院組合管理者佐藤貞太郎外一名)(第三六二号)

地方公営企業の財政確立に関する陳情書外一件(久留米市議會議長吉山武外一名)(第三六三号)

地方事務官制度の廃止に関する陳情書外二件(島根県議會議長小山映雄外二名)(第三六四号)

未成年者の酒・たばこ自動販売機による購入防止に関する陳情書(愛知県議會議長神田效一)(第三六五号)

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○中村(弘)委員長代理 これより会議を開きます。

この際申し上げます。  
委員長の所用のため、指名により、私が委員長の職務を行ないます。

まず、理事辞任についておはかりいたします。谷垣専一君及び土井たか子君から理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村(弘)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。  
次に、理事の補欠選任についておはかりいたします。

ただいま、谷垣専一君及び土井たか子君の理事辞任に伴い、理事が二名欠員になりましたので、

その補欠選任を行なうのでありますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村(弘)委員長代理 御異議なしと認めます。それでは、委員長は、高島修君及び吉田法晴君を理事に指名いたします。

○中村(弘)委員長代理 内閣提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 去る十一日に、私が自治大臣に御質問申し上げまして、お答えをいただかないまま、今日までストップ状態になっていたわけです。それについて、ひとつ、大臣の基本的な考え方を答えいただきたい。

○江崎国務大臣 実は、公職選挙法改正の問題をめぐりまして、たまたま十一日午後一時から、隣の委員会の部屋でございましたが、改正の意思ありやなしやというあたりから話が始まりまして、私の答弁が原因になりました。国会の紛糾を来たし、審議がストップをいたしました。実は、先日も公選法特別委員会を開かれました席に出まして、その事態に立ち至ったことに対して遺憾の意を表したような次第であります。自來、地方行政委員会をはじめとする各委員会の審議がストップされたことは、これまたきわめて残念なことでございます。何にいたしましても、選挙法の問題は重要であります。その答弁をめぐって紛糾を来したということは、いかにも私責任を感じております。

○細谷委員 大臣は忘れてしまったんです。私はそういう質問をしておるわけではないのです。私がこの席で、地方行政について基本的な問題を問うたわけですから、それについてお答えがないままストップになったわけです。

○江崎国務大臣 どうも失礼をいたしました。何せ、長い国会の空白がありましたのと、私自身がその原因者の一人であるというようなことから、御質問の趣旨を取り違えて、全くどうも恐縮でございました。あの際、非常に真剣な、きわめてまじめな御質問の途中で中断をいたしましたことは、これまた残念であります。

要するに、あのときの記憶を呼び戻しますと、地方財政、また地方行政の両面を通じて、だんだん中央集権的な傾向が強まっておるのではないか、地方公共団体の独立性、自主性ということが言われながら逆行しておるのではないかと、自治大臣はこれをどう思うか、こういうお尋ねであったと思いますが、決して、私ども、中央集権的に事が運ばれておる、そういう様相を呈しておると思っております。もとより、明治の廃藩置県によりまして、現在のおよその県の形ができたわけでありまして、自來もう百年になんたといたします。しかも、地理的、時間的にも、日本列島そのものが非常に便利になり、言いかえれば、狭くなったという言い方もできるかと思えます。

そういう面から、この行政面におきまして、広域化を推進する方向が当然考えられてしかるべきであります。これももとより地方の自主性が根本でありまして、これを無視して広域化が円滑に進められるものではありません。したがって、私どもは、あくまで地方の自主性というものを尊重いたしまして、そして、地方の自主的判斷に基づいた広域化という形で、行政面における連絡が緊密になり、しかも、いろいろな事業が関連して、それぞれの地域住民が裨益することができるようになつていくことが最も理想的であらうというふうに考えます。首長選挙などを通じまして、だんだん県のセクトが強くなっておるような傾向もいささかありますが、そのいい、悪いは別といたしまして、やはり、今後にかけて、その自主性を尊重して広域化を推進するという態度で自治省として望んでまいりたいと思っております。

また、財政面におきましては、地方財政が、地域における社会資本の投下のまだまだ貧弱な現状にかんがみまして、財源を充実して、健全な地方財政の体制がつけられることが望ましいというふうに考えておるものであります。もとより、国と地方財政の関連というものはきわめて緊密なものでありますので、十分きめこまかに双方の財政事情を配慮しながら、円滑な運営に資していきたいというふうに考えております。

○細谷委員 長々と御答弁いただいたのですけれども、私の質問を完全にお忘れになつてしまったのですから、次の質問を通じて、その辺の大臣の基本的な考えを次第に明らかにしていただきたいと思ひます。

具体的にお尋ねいたしますが、昨日の新聞によりますと、昭和四十八年度の地方交付税の六月概算交付額が発表されております。四月の概算交付、六月の概算交付、いずれも、九百五十億円といふのはワク外にはずしておられます。そういうことでしょうか。いかがですか。

○鎌田政府委員 そのとおりでございます。

○細谷委員 そういたしますと、地方交付税の四十八年度の総額というものは、一体どういふことなんでしょうか。九百五十億円は入っているのですか、入っていないのですか。

○鎌田政府委員 四十八年度の地方交付税の中には、当然九百五十億円が入つておるわけでございまして、ただ、地方交付税法が通りませんために九百五十億円は配れない、こういう状態でございます。

○細谷委員 そこで、私は、法律の出し方について少し御質問をしておきたいわけですが、昭和四十一年、これは交付税率が三三・三％になつた年でありまして、この場合には、臨時地方特例交付金等々、あるいは借り入れ金等々がありました。この場合には、正規の三三・三％という分については地方交付税法の一部を改正する法律案、それから、臨時特例交付金等については昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案と、二本立てになつておられます。それから、四十二年度も、昭和四十二年度における地方

財政の特別措置に関する法律という形で、第一種交付金、第二種交付金とありましたので、いわゆる地方交付税法の一部を改正する法律案ということになっておられないわけですか。今度に限って九百五十億円というのは、概算交付とはワクをはずしてやっておりますわけですか。国税三税の三三％じゃないのですか。でありますから、交付税法がきめておる総額の変更というのが起こっておりますわけですね。この総額の変更というのが起こっております以上は、従来の例からいいますと、交付税法の一部を改正する法律案、それから地方財政の特別措置に関する法律案という形で出すか、地方財政の慣例だと思ふのです。ところが、従来と全く同じ性格であるにかかわらず、今回は、特別法ではなくて、一本の交付税法の一部を改正する法律案として出してあります。どうしてこういうふうになされたのか、これをお聞きいたします。

○鎌田政府委員 御指摘のように、これまでの交付税法の法形式の問題といたしましては、御案内のとおり、地方交付税法の一部改正法と臨時法、こういう二本立てで出したこともございます。あるいは地方財政の臨時特別措置に関する法律という形で出したこともございます。あるいは交付税法の一部改正法という形で出したこともございます。大体、いままでの経過でございますが、たゞいま御指摘になりましたように、臨時特別交付金といった式のものを出すときには、臨時特別法という形のもので出して、それから借り入れをする、あるいは、かつて減額繰り延べをやったことがございますが、そういう場合には、交付税法の一部を改正する法律という形でやっております、こういうことでございます。

それから、御指摘になりました九百五十億円の点でございますが、これはどのような形をとりましたか、九百五十億の予算措置は御承認いただいたわけでございますけれども、その九百五十億というものを今年度の交付税の中に含めて出すという法律が通らない限りは出せない、こういう状態

になっておるわけでございます。いまの法律形式の問題とは直接関係がないのではないかと、ふりかへるわけでございます。

○細谷委員 交付税は、従来は、おそくも四月の中旬くらいには済んでおりましたから、あまり問題がなかったわけですが、今度は、六月一日という時期を迎えて、二度目の概算交付の段階に来ておるわけですね。そこで、借り入れである、特別交付金であろうと、いずれにいたしましても、従来は、本法と特別と、こういう形で来た。現実には九百五十億円というのはいくつ、四十八年度の交付税の総額でありますけれども、別扱いしているでしょう。今度のものは確かに借り入れ金だけではありません。従来は、特別交付金とそれから借り入れ金というのがありますけれども、これは従来の慣例を——いまのことばだけでは納得できない。違法だと申し上げておるわけではないのです。これでいいかしらぬけれども、どうして従来の慣例を破ったのか。いま実際のあなた方の取り扱ひ、別ワクの問題として扱っているわけですから、この辺の法律の従来のやり方というものが、オーストリアではないかと私は思ふのです。これであまり時間をとらうと思ひませんが、大臣、どう思ひますか。これはきちんとなさなければ、そのときの都合で法律の出し方を要えていくことは好ましくないと思ふのです。国会軽視とは思ひませんが、問題があると私は思ふのです。いかがですか。

○鎌田政府委員 繰り返しのお答えにならうかと思ひますが、従来の私どもの考え方といたしましては、地方財政の面におきまして、いわゆる減額繰り延べ、あるいは交付税特会における借り入れ、こういういわば交付税の大きな意味での年度の調整的なものにかかわりますものにつきましては交付税法の一部改正という形をとりました。それから、臨時特別交付金といった特別の財源措置というものを国の一般会計から交付税に繰り入れるといった場合におきましては交付税臨時特別に関する法律、こういうことで処理をしておりました。

でございますが、御指摘のように、必ずしもそこがすっきり理論的に割り切れておるといふこともないといふふうに思ひます。

ただ、考え方といたしましては、交付税法の一部改正という形でやるのが法律の改正としては一番すなわち改正ではないだろうか。ただ、そこに単年度限りの臨時特別措置というものが入ってくるという場合におきましては、この特別法をつくることによって地方財政の財源措置についての特別の措置というものを天下に宣明する。こういう考え方、それぞれの法律改正の形式を異にしてきたといふふうに考えるわけでございますが、気持ちといたしましては、私も、もう少しすっきりした形で、そういう御議論をいただかないようにな形で引き続き検討させていただきたいといふふうに存じます。

○細谷委員 検討すると言ひますが、大臣、たいしたことはないですよ。やはりきちんとしたほうがいいわけですね。三三％の分と、法律に基づく分と、九百五十億円というものは別ワクで現に扱っているでしょう。概算交付のワク内に入れてないわけですから、従来の出し方をすることが正しいのではないかと思ふのです。どうですか。

○江崎国務大臣 従来の経緯もありますので政府委員から御答弁させておいたわけでありまして、御指摘の点は十分検討の余地のある御指摘だと思ひますので、今後の問題として十分検討いたしたいと思ひます。

○細谷委員 大臣も結論を出さぬですが、これであまり時間を食つてもなんですが、そのほうがきちんと思ひます。

そこで御尋ねいたしたいのですが、都道府県で出してあります「都道府県展望」といふので、大臣が長野の知事からだれかと予算編成の最中に対談をやつておられるのです。御記憶があると思ひますが、「都道府県展望」に出ておられます。それによりまして、暮れに予算編成にあつたての重要な柱として従来扱われておつたし、四十八年度の編成の際にも、この地方財政の問題というものは重

要になつておつたわけですね。ところが、今度は、ふしぎに都市交通の問題等があとに残りましたけれども、地方財政の大ワクをきめる問題については、たしか、大蔵大臣と二回ちよこつと会合をやつて結論を出した。そして、ある県知事との新年の対談では、大蔵大臣とやつた交渉の結果を大臣は自画自賛しているのです。自画自賛するのには値しないと思ひます。都道府県展望」といふこの雑誌でも、何かだんだん大蔵に押されて、最後には一千億円とか財源措置をしてほしいと言つたが、大蔵のほうは九百億円だと言つた、最後にはまん中をとつて九百五十億円となつた、こう言つておられます。九百五十億円というのは、それまでの自治省の要求の数字からいいますと——鎌田さんも、この「展望」の中で、来年度の地方財政についていろいろやっております。そういうような数字を見ても、一千億円というものがどこから出たのか、唐突として出てくる。そして、寄せて二で割る方式、そういうのをとつておられます。

しかも、九百五十億円を四十九年度で一ぺんに返済する。この一ぺんに返済するなんという例はありません。借り入れした場合は、みんな幾つかに分割して払つていく。国のほうに貸した場合は、国のほうも分割して払つていくのです。ところが、この九百五十億円だけは、思い切りよく四十九年度の交付税の精算分をそれを払う。どうしてこういう結論を出したのですか。

○江崎国務大臣 これは私もいま記憶をたどつておられますが、一千億円というものが偶然出てきたわけじゃなくて、私が大蔵大臣と会つたのはなほ二年度ほどですが、しかし、有能な財政局長が、あらゆる機会を通じて、局ぐるみで大蔵省と長い折衝を続けて、そして、たしか千五百億という数字が出てまいりました。当初、大蔵省は、五百億ぐらいだ、資金運用部資金からの貸し出しはその程度だといふことを言つておつたのを、だんだん積み上げてまいりまして、そして、大臣折衝というのには、御承知のとおり最終的な折衝でございます。

収入をはじいて、それで交付税の計算をしておるという結果になっておるわけでございますが、い

になりますか、後ほど資料を見せていただいて、突き合わせさせていただきますか。

○細谷委員 私、これは、四十八年度は明確じゃありませんから、四十七年度について計算したんです。計算すると、まさしく八〇であるべきものが八三になっているわけだ。七五であるべきものが七七・五近くになっているわけですよ。

これは、基準財政収入額というものをきわめて現実的に過大に見積もっているという指摘ができると思うのです。

いまおことばがありましたから、決算の問題についてちょっと申し上げますが、四十六年度の都道府県の税収決算額、それと基準財政収入額、これを見ますと、これも乖離があるのですよ、二・五％ぐらいの乖離があるのです。これはお認めになりますか。

○鎌田政府委員 決算ベースでは、これは、いわゆる標準財政収入額との間に乖離が生じております。

○細谷委員 乖離が生じておる。乖離が生じておりますが、四十六年度を例にとりますと、その税収決算額と基準財政収入額、いわゆる決算額をそれぞれ法律に基づいて基準財政収入額に計入するべき税目ごとにやってそれを積算した数字と、それから交付税に使っておる基準財政収入額との間に、四十六年度は、都道府県においては、基準財政収入額の方が二・五％上回っております。四十五年度は五％程度基準財政収入額が下回っております。上回っておるというのはどういふことですか。これは過大見積もりでしょう。

行くべき交付税が都道府県に行っていないということですよ。その分だけ、二・五％分だけはお返しきりそのまま交付税で切られるわけですね。そういうことでは、基準財政収入額では、私がさっき言ったように、交付税との間でかなりきびしい過大な基準財政収入額を見積もっている。そういう結果として、税の決算額よりも上回った基準財政収入額を見込んでおる、その分だけ交付税を減らしておる、こういうことが生まれてお

ります。大臣、これで交付税でございます、基準財政収入額と需要額との差額が調整率をかけて交付税になりますと云っておるが、根っここのほうの基準財政収入額で過大に見積もって、それで実際の決算収入額よりも上回った収入額を見込まれている、数字の魔術で、これはたまたまのものじゃないですよ。どうですか。

○鎌田政府委員 先ほど御指摘になりました財政計画におきます税収、いわゆる標準財政収入と基準財政収入との間は、私も、その間に、財政計画の税収を上回って基準財政収入で見えておるというところは絶対ないと確信して申し上げられると思います。ただ、決算と基準財政収入額を標準財政収入に置き直しました額との間は、交付税の基準財政収入の見積り算定の時点等の制約、あるいはその後におきます経済情勢の推移等によりまして、これはどうしてもその間に乖離が出る。

これは、交付税のいまの仕組みからいいたしまして、どうしてもやむを得ないことである。したがって、どうしてもやむを得ないことである。したがって、ただいま先生が御指摘になりました四十六年度、これはまさに一番ひどかった年でございまして、四十六年度は、中途から景気が急速に下降をいたしました、御案内のとおり、地方税で千三百三十四億、財政計画に見込んだ数字から税収が落ち込みを生ずる。そこで、御案内のとおり、一十億の臨時特例債を出すといった緊急措置をやり、交付税も減りましたので、これについては、交付税を減らさないような、年度間におきます臨時特例措置をやったところでございまして、したがって、四十六年度は、府県関係におきまして、法人関係税を中心に大きなマイナスを生じたわけでございしますが、それでも、基準財政収入全体、標準財政収入全体といたしましては、五百億程度のやはり上回った数字になっておるわけでございます。

この法人関係税につきましては、結局、そういうことがあるものでございしますから、翌々年度までにこれを精算をする、精算をして地方に返してやる、こういう仕組みに御案内のとおりなってお

るわけでございまして、四十八年度中において、いままでのこの分の未精算額というものは全部精算をいたしたいというふうに考えておるところでございします。

○細谷委員 時間がありませんから、最初の問題については、あとで数字を突き合わせましょう。これは間違いなく過大に見積もっている。

それから、決算についてはお認めになった。私は都道府県の例を申し上げたのであって、市町村は、四十六年度の場合でも、基準財政収入額のほうが、税収決算額に対して、税目ごとに基準財政収入額を計算いたしました積算した数字と比べますと、四、五％低いのです。その分については、負担力がない都道府県は、二・五高いのですから、もうべき交付税をもらっていない。

これは明らかです。そうして、いや、法人税がよけいになったから、ひとつ収入額を精算しますとかなんとか言っておそらく、ことしも、その法人税の精算というのはいくら二けたぐらいの多くのところをやっているわけですね。そういうことだけはひとつ指摘しておきたい。

今度は需要額、この需要額の計算と、地方財政計画における需要額の増額、いわゆる交付税の全体計画の中における需要額と、地方財政計画における需要額の増、これで見ますと、財政計画の中、歳出の増減事由、その中における地方費の負担額、こういうものと需要額の積算の内訳とがどういふ関係にあるか。これは明らかにあなたの方で策定した地方財政計画です。これだけ要るわけでしょう。要るわけでありまして、交付税計算において需要額の中に計入しておかなければいかぬ。したがって、その関係が百対百ならいいのです。どういふ関係にありますか。

○鎌田政府委員 地方財政計画におきます地方負担の増が、四十八年度におきましては約一兆八千九百億でございます。それに対して、地方債あるいは使用料、手数料、雑収入その他の特定財源、いわゆる交付税計算上算定外に置きます特定財源、これが約三千七百億程度ございまして、差し引き一兆五千億というものが財政計画におきます地方負担の増でございます。それに対して、交付税の全体計画の需要増として見ておきますものが一兆一千四百三十三億、差し引きいたしまして三千七百億程度の額が不足するわけでございますが、これにつきましては、御案内のとおり、留保財源、いわゆる税の二〇％なり二五％、そういうものでこれがカバーができる、こういうことで全体としての締めくくりをいたしておるわけでございます。

○細谷委員 説明はそれしかできないわけだ。諸収入もあるじゃないか。手数料なり、使用料もあるじゃないか。基準財政収入額と実際の税収との間には、二割ないし二五％あるじゃないか。それで全部まかなえる。自治大臣、一体どこに自主性がありますか。

そこで、私は、さらにお尋ねをいたしたい。四十八年度においては、いまおっしゃったようなことでありますが、基準財政需要額の増として一兆一千四百三十三億、実際の地方財政計画における必要額というのは一兆八千九百三十三億、その割合は六〇・五％ですよ。一兆八千九百三十三億の地方財政計画で要りますよと言いますが、交付税の需要額として見たものは一兆一千四百三十三億でありますから、六割強です。これしか見ていない。四割足らないのです。しかも、こういう推移を私は調べてみました。四十年間は、地方財政計画にある地方費の増額に対する需要額はどのくらい見ているかというと、七五・四％基準財政需要額として見ているのです。いいですか、大臣。四十二年は七八％見ています。四十三年は七四・五％、四十四年度は七三・六％、四十五年度は七〇％、この辺までは七割見ていたわけだ。三割はどこから持ってきたかと言っているのですけれども、四十六年度は六八％、四十七年度は五一・二％、四十八年度は六〇・五％ですから、四十七年度より若干いいのですが、四十七年度は半分しか見ていないのです。いいですか。四十八年度

は自画自賛いたしましたけれども、六〇・五で毎年毎年下がっているじゃないですか。

〔中村(弘)委員長代理退席、委員長着席〕

四十年以降、以前七〇以上あったものが、昨年は五〇％、いまや六割しかないのです。基準財政需要額として、交付税の対象に計入してやろうというの。あとの四割というのは使用料、手数料で埋めなさい、おまえのほうは二割とか二割五分、税の弾力的なものがあるじゃないか、それで埋めなさい、こういうふうなことで、これで地方団体はやっていきますか。どこに自主性が求められますか。これはいろいろな角度から議論されますけれども、この点一点を見ても、いよいよ地方財政というのは自主性が著しく後退しておるといふふうに申し上げざるを得ないのです。どう思いますか。

○鎌田政府委員 この点は議論の存するところだと思ひます。いまの交付税の仕組みというもので、先生御案内のとおり、いわば地方の自主的な財政運営の幅として、基準財政収入額の見方で七五％なり八〇％だけ見て、あとはいわゆる地方の自主的な財政運営の財源として残していく。あるいは、地方債というものをどういうふうにするか、この場合を考えていく。ある程度生活関連社会資本の充実ということがあります、地方債というものをふやしてまいらなければならぬ。そういうものの全体のからみ合いになるわけでございまして、私どもの考え方としては、かつて基準財政需要額というものの算入率が高かったというところは、この反面におきまして、たとえば税収の伸び、四十八年度でございまして、御案内のとおり、一兆一千八百億という、未曾有の、二七％の高い伸びというものがございすれば、当然、その二〇％なり二五％なりというものが大きくなる。こういうこととの関連においても考えなければならぬのではないだろうかという気がするわけでございます。

○細谷委員 あなたも認めざるを得なかったですね。基準財政需要額として取り入れる数字という

のが、実際必要な地方財政計画に見込んでおる地方費に対する割合がどんどん低下していつておる。私は少し申し上げてみますと、四十八年度におきましては、給与関係費は九七％必要額だ。地方費と比べて九七％見ておる。一般行政費は六七％。投資的経費は幾らですか。四八・五です。

地方財政計画でこれだけ地方費は要りますよと言っているにもかかわらず、投資的経費は四八・五％しか基準財政需要額の中に計入しておられない。いま地方債とおっしゃった。地方債は幾らかかっていますと、わずかに五％です。たいへん元利の償還が起るわけです。それに対して、基準財政需要額ではわずかに五％しか必要額に対して計入していない。全体としては六〇・五。昨年あたりはそれは落としておりますから、投資的経費など二・三・三％しか当たってないのです。こういうふうな収入額は過大に見積もる。需要額のほうには押えに押える。実際の必要額の六割しか見込んでない。こういう形で、大臣、交付税でございましてと言えませんが、問題があります。この点から言っても、交付税制度は破綻しておると申さざるを得ないでしょう。地方財政計画はあなたのほうでつくりながら、交付税の全体計画ができておる、その中に一点の斉合性もない、こういうことですよ。これでは大臣、年頭のおみきの入ったときに自画自賛することはけっこうでありますけれども、こういう席では大いに反省していただくなければならぬです。いかがですか。

○江崎国務大臣 先ほどから局長も御答弁申し上げておりますように、地方財政にしろ寄附せのないように、無理のないように計算をしておるというわけでありまして、今後の問題として、やはり、御指摘の点はきわめて重要な点です。自治省としては、地方から見ますと、いささか査定がきびし過ぎるという声になります。よく各省ともが大蔵省の予算措置に対してある程度不満を残すように、どうしても、これはきめるべきであります。きめられる者という立場の相違からいろいろありますが、いまだんだんの御指摘の点等については、今後地方財

政に支障を来さないよう十分ひとつ細密な検討を加えてまいりたいと思ひます。

○細谷委員 こういうことでは、だんだん地方財政が硬直化してしまふ。こんなことでありますから、全国市長会等に行きますと、七五とか八〇なりというの全部見てくだささい、全部一〇〇％にしていただいてください。そのかわりちよきりその差額をもらいましょ、こういう声が出ております。もともと都道府県で二割の弾力性を持っていた。あるいは七五％。かつては市町村は七〇でしかたけれども、七五になった。それはやはり税収等を中心とした自主財源というものである程度弾力性を持たせなければいかぬ、こういう趣旨から出ているものでしょう。それをどんどん食い荒らしておる、こういうことですよ。ひとつ御検討いただきたい。

そこで、角度を変えて私はお尋ねしたいのです。地方財政計画がそういう状態でありまして、いわゆる地方交付税全体計画とは斉合性を持つておらぬものですか、どういふことが起っているかといふと、地方財政計画と決算との間では著しい乖離が起っております。この問題についても、私は、予算委員会等で数回におたつて、地方財政計画というものが地方交付税法の中の条文に基づいて立てられる以上は、少なくとも、決算と比べてあんまり大きな乖離があることは問題があるんじゃないか、せめて一割以内ぐらいにとどめなければならぬんじゃないかといふことを主張いたしました。そういうことで、自治省は、国の一般会計予算のワックにとられて、新聞等で、地方財政が国の予算よりも大きくなった、裕福になったと書き立てられる心配があるので、実際よりもわざと地方財政計画の規模を落としてきた。ところが、四十六年度以降、そういう地方財政計画の規模を正したにもかかわらず、四十六、四十七、四十八年と、国の一般会計予算よりも上回った地方財政計画の規模になっております。四十六年度はそういう反省の中から正されたはずでありますけれども、残念なことに、歳入にお

いても、歳入においても、二割以上の乖離が依然として起っております。その乖離の一番大きいのは一体どこかといふと、収入ではやはり地方債と、それから諸収入です。歳出のほうでは投資的経費、それから一般行政費、それから公債費。もう一つ、当然なこととして、後ほど申し上げますけれども、地方財政計画において、人件費を何とでも切つていけ、そして給与関係費は極力減らせ、そして浮いた金を投資的経費、公共事業に回せという傾向がやはり歴然としてあらわれてきておるわけですね。そういうことでありますから、地方財政計画に計上した計画人員と実際の地方公務員の人員との間には非常に大きな乖離がありますが、その上に人事院勧告等による改定があるわけでありまして、決算と給与関係費との間に乖離が起るのとは当然なことでもあります。いま申し上げたようにある程度は正したはずでありますけれども、四十六年度においても依然として変わっておりません。たとえば歳出において、従来、四十年以降二〇から二五ぐらいの間で乖離が起つておるわけです。これでは地方財政計画にならぬでしょう。交付税のもとにもなっていない、地方団体の予算編成の指標にもならない、こういうことでは意味がないと思ひます。どういたしますか、これは。

○鎌田政府委員 交付税と地方財政計画の関係につきましては、これは、交付税の積算の基礎には地方財政計画は入っております。先ほどいろいろ御指摘がございましたけれども、地方債なりあるいは地方税の両財源、こういうもので、財政計画におきます地方負担というものは、交付税計算ではびつちり合うようにわれわれつづけておるわけでございます。ただ、問題は、御指摘のとおり、決算との比較ということになりますと、地方財政計画は単年度主義であり、しかも当初であつて、補正はやらない、あるいは、税の、たとえば超過課税等がございまして、あるいは、その後の景気の動向によります自然増収がございまして、補正というものはやらない、こういうことの技術的

構成割合は落ちる。これは私は自然の成り行きだろうと思うわけでございますけれども、何れ、特別にこの給与費に圧縮を加えて、その結果が構成比が落ちたということではないことは、これはもう先生おわかりになっていただけたところだろうと思います。

○細谷委員 それではお尋ねいたしますが、今度の地方財政計画では、例の五割削減問題ということで、九千四百二十人減る、交付税では九千三百五

十人、ほぼ同じものが削減される。こういうこと  
でありまふ。計画人員全体としては、四十八年度  
は百九十二万六千人です。この内訳を見ますと、  
まあ警察職員とか消防職員なんというのはいび  
しゃつと認めてゐるのです。一般職の職員とい  
うのはたいへんな事務量がふえてゐてゐますけ  
れども、全然これはふえておりません。そこで、  
四十八年度といふのは、おそらく、私は、地方公  
務員といふのは二百三十万ぐらいおるのじゃない  
かと思ふのです。しかも、四十年までは、五年ご  
とに調査した結果、計画人員の規模は正をしてお  
りましたよ。四十年度以降は規模は正はしていな  
いでしよ。でありますから、頭数。そのペー  
スが国家公務員とは高低はあるでしよが、その  
相乗であることは間違ひありませんけれども、

問題はやはり頭数です。頭数を地方財政計画に繰り込んでおられない。四十年、四十一年ぐらゐまでですか、規模は正をやった。五年ごとに御調査なさつてゐるならば、適宜規模は正を行なうべきでしよう。いまだどんどんふえていく委任事務、そういうものに應對するため臨時職員を雇つてやつておりますよ。いま一体どのぐらゐの臨時公務員がおるのか。この地方財政計画に計上されておる百九十二万六千人に對應する地方公務員の数は幾らなのか、そして臨時職員がどのぐらゐおるのか、これをひとつ明らかにしていただきたい。

○鎌田政府委員　その前に、給与実態調査に基づきますところの規模は正を四十年度以降はやつておらぬではないかというお話でございますが、四

十五年度で四十三年度の給与実態調査に基づきまして規模是正をいたしております。是正人員二万五千八百六十一人。

それから、地方財政計画上の人員と実態との問題でございますが、これは四十七年の四月一日の給与実態調査、これは悉皆調査ではございませんけれども、普通会計相当の一般職の人員が百十九万六千人であります。それに対して、地方財政計画上の人員が九十二万六千人でございます。その差が二十七万人ございますが、この中に補助職員あるいは委託職員あるいは交付金職員、こういった一般行政経費で計上しております職員がおります。それから臨時職員が約二十一万八千人あります。いまのこの二十七万人の乖離の中で、臨時職員、そのほかに学校警備員、常備消防職員、団員、こういったものの二十一万人を差し引きますと六万人の乖離、こういうことになるわけがあります。

○細谷委員 その乖離について、おやりになったらいかがですか。かつて、四十年か四十一年ぐらいに、悉皆調査の結果に基づいて十万人近い規模是正をいたしました。それだけでも計画と決算との乖離というのは埋められるわけです。そういうことによつて実態に即応する地方財政計画というのはできてくるわけでしょう。それはやはり是正すべきじゃないかと思うのです。これをほうっておいて、沖縄が返ってきたんで二万五千ぐらいの規模是正を行なったとか、いろいろなことは存じておりますけれども、どうしてここだけやらないのか。やらないということは、交付税といわゆる必要な地方費との間の乖離が拡大していくことになるわけですね。大臣、どうですか。おやりになったらどうですか。実態に即応するようには追隨する必要はあります。しかし、実態と二十七万とかなんとかいふは大きなかけ離れ、二十七万あるというの、もうそっくりそのままそれが二割近い乖離を呼ぶということになるわけですね。いかがですか。

○鎌田政府委員 臨時職員の問題につきましては、これは御案内のとおり、昭和三十三年から四

十年までの間に、地方を通じまして、いわゆる臨時職員の定数繰り入れという措置が行なわれました。実は、私もどなたもいたしましては、こういう公務員法上問題のあるような雇用の形態というのはとってほしくない。そういう臨時職員というのは、したがって、定数繰り入れの措置が行なわれた後においてはあるべきはずのものじゃないという認識を持っておるわけでございます。その点を別にいたしまして、定数の規模是正、これにつきましては、ちょうど四十八年度、今年度が悉皆調査の年でございまして、この結果の明らかにした時点でございまして規模是正の検討並びに努力をいたします。

○細谷委員 人件費を節約することはけっこうでありますけれども、実態に即応しないという見方、それから実態に即応しないような圧縮をいたしますと、いま全国でいろいろなことが起こつておるのです。自治省が指導いたしまして、市の仕事というのは何でも民間の請負に出しちゃえ、こういう形ですね。たとえば清掃の問題、尿の問題でも、業者と地方公共団体の当局との間にたいへんな問題が全国的に起こりつつあります。市当局のほうは素手でありまして、そういう問題が起こつております。こういう点は、給与関係費を削減して、そしてどう言おうと、結果としていま投資的経費への道を切り開いておる、こういうことだと私は思うのであります。いま財政によつて地方公共団体はがんじがらめになっておるという実態でありますから、こういう点はひとつしっかりと御検討をいただきたいと思ひます。

これに関連して、私はきょう厚生省、労働省の方に来ていただいておりますが、五月二十九日の新聞によりますと、附則八条のいわゆる地方事務官、これは昭和二十二年に戦前の法律から新しい地方自治法に移る際に、自治法の附則八条で「当分の間地方事務官を置く」ということになっております。いわゆる国費職員というものです。地方自治法施行規程にある職員、これが現実には安定所の職員、それから社会保険出張所の職員あるいは陸運局の職員、こういう形で、この法律も、原

則としては、そういう国費職員というのは地方公務員であるべきである、当分の間国家公務員である地方事務官にする、こういうことで戦後「当分の間」が今日依然として続いておる。しかも、この問題については、政府みずから、あるいは臨時行政調査会等の答申の中においても早く原則に立ち返るべきである、こういう指摘がなされ、常に、自治大臣は、早急に片づけました。ところが、五月二十八日に、事務次官会議で、厚生、運輸両省関係の地方事務官を合計二百五十七人増員することをきめて、六月一日から実施する、内訳は厚生省二百三人、運輸省五十四人、こういうことであります。これは大臣どう思ひますか。原則に戻ると言いながら、毎年毎年ふえていつていけるでしょう。原則に戻るのはなくて「当分の間」をもつともつと未来永劫に続けるおつもりですか。いかがですか。

○江崎國務大臣 この問題は、御指摘のように、増加を認めることにしたわけでございます。自治省としては、こういう地方事務官の定員を安易に増加させることにつきましては、いま御指摘のように、地方事務官制度の解決を将来にわたつて困難にする原因をつくるというふうに、原因を増すことにもなるわけですね。したがって、私どもは、基本的には、この定員増加には賛成しがたいというところでいろいろ折衝を重ねてまいりました。でございます。ところが、都道府県における健康保険法の施行事務あるいは自動車検査登録の事務、これらが滞滞を来したとどうにもならぬ、何かひとつ自治省側においてもこれが了解を求めたいというふうなことで、すでにそれらの予算措置もでき上がつておるということで、今後、行政改革の線に沿つて、おっしゃる通りに、この問題をすすみやかに解決するといふ前提をそれぞれ確認しまして、了承に踏み切つたという事態でございます。

このことにつきましては、私からも、また福田行政管理庁長官からも、閣議において、運輸、厚生両大臣にすみやかな解決を求めるという形で発言をし、考慮を促しておるような次第でございます。そのので、もう少ししばらく時間をおかし願ひたいというふうに考えます。

○細谷委員 もうしばらくもう少ししばらくで、戦後、今日まで、二十何年続いてきたわけですね。そして、現に増員がされておる。こういうことで、今、社会保険なりあるいは安定所の職員というの、陸運局とは違ふのです。陸運局のほうは、知事の判こは要りますけれども、知事部局には組み入れておらない職員です。しかし、社会保険とか安定所の職員は、知事部局に組み入れられておるのです。そして、それは知事に人事権がないわけですね。部長とか課長、これが人事権を持つておるわけですね。これは全くなかしいです。しかもそれが「当分の間」ということで続いております。ことはなるべく早くということでありませうけれども、なるべく早くが二十何年間繰り返されてきた。依然として増勢に向つておるんですから、これは問題があります。かつて、自治法施行規程というものは自治省の所管である、この問題について確約がない限りは自治省は政令を出しません、と、断固と言つた大臣がおります。あなた、そのぐらいの姿勢ないですか。

○江崎國務大臣 御指摘の意味は、私も十分理解しております。これは全く矛盾をはなはだしいわけですね。私どもとしても、いまお答えしたように、賛成しがたいという方向を堅持して今日に至つておるわけですね。まあ、本年は予算措置もした、しかも、仕事に滞滞を来したと何とも動きがつかないという両省の要請に基づいて、しかし、すみやかにこの根本的解決をはかるという条件を政令の改正に付したというわけでありまして、増員によつてこの原因がだんだん大きくなるわけですね。おっしゃる御指摘は、私どもも厳粛に受け取らなからぬわけですね。それだけに、各省大臣、また事務当局等々と横の連絡を密にしなして、これは解消しなさいませぬ。こんなばかんなことがいつまでも平然と継続されるということ

であつてはなりません。そこで、四十九年度中に成案を得るやうにということで大巨同志では話し合つておるわけですが、事務当局においてはなかなか簡単にはまいりませんというやうなことで、運輸、厚生両省ははね返つてきておるやうでございます。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

しかし、これは行管長官ともよく打ち合わせまして、両省に十分検討するやうに申したいと思ひます。

○細谷委員　しかし、これはもう二十七、八年になるわけですから、地方自治法施行規程なんというものは、もう雲散霧消しなきやならぬものですよ。当時その規程ができたときに八項目ぐらゐあつたものが、すでに五項目整理されて、三つだけが残つて「当分の間」ということで依然として増勢を續けておるといふ、こんな不自然なものはありせんから、それは困難はありましようが、困難といふのは合理性はないのですよ。官僚的な張り合いからきておるわけですから、これはひとつ改めるやうに、早急に努力をしていただきたい、こう思ひます。

ところで、地方交付税法二十一条に基づいて「都等の特例」といふのがあつたわけですが、四十七年度の交付税を見ますと、その都の特例によりまして、東京都の二十三区に行くべき交付税が当初算定においては四百七十一億円、再算定では四百三十六億円がカットされているわけですよ。

そこでお尋ねしたいんですが、「都等」とは、一体何なんですか。たとえば同じ指定都市で、大阪市という指定都市はたいへんな財政難にあつておられますよ。大阪府が財政が裕福だとは申し上げません。申し上げませんけれども、これは依然として不交付団体でありますから、日本の代表的都市であるところはおもひ不交付団体。そして、大阪府は全国の中ではわりあい富裕団体、交付税法上やうなつておられます。ところが、東京都の場合は、二十三区は四百三十六億円の交付税

をもらはずなのに、これが二十一条という特例によつてもらつていないわけですよ。今度通るか通らぬか知りませんが、自治法の一部改正という形で、区長公選の問題というのが、二十八年以来叫ばれておつたのを復活するといふのが自治省の考えでしょう。自治へ前向きに取り組んでおられるわけですね。どうしてこの特例はこういうこと

で――当時はいいいですよ。戦後特例があつたかもしれませんが、いまや状況は變つておるのです。言つてみますと、シャープ勧告のときには、国民の納める三割という地方税の中で、六割は市町村の税だつた。果はのとき四割だつた。いまやどうかといふと、税は果は六割、市町村が四割という状態になつたわけですよ。福祉へ行くといつたつて、地方財源はないわけですよ。行政権限もない、財源もないわけですから、行政権

は、自治法の一部改正といふのを以上は、この二十一条の特例といふのを廃止するのが正しい方向だと思ひますが、いかがですか。

○鎌田政府委員　都と特別区の關係でございすが、これは事務あるいは権能、それから税収、税の取り方、こういつた面で、他の府県と市町村との關係とは非常に異なつたところがある、これは御存じのとおりでございします。こういふことがございまして、事務の面におきまして、当然、市町村の事務でございしますところの消防なり、あるいは下水なり、ゴミ処理、こういつた仕事といふものが都の仕事になつておる。反面、都と特別区の關係の特殊性からいたしまして、たとえば税源の配分におきまして、本来市町村税でございしますところの法人税割りあるいは固定資産税、こ

ういつたものも都が取つておる。こういふことがございまして、他の自治体に見られない、行政権能上あるいは税源配分上の特殊な關係があるわけでございます。そういうことがございまして、交付税の算定におきましては、いわゆる都と特別区と合わせた一本算定といふことを行なつておるわけでございます。この關係は、今度の公選制の移行に伴ひまして、なおやはり都の仕事として

留保され、税源の配分ということについても、現状の姿を前提といたしておりますので、交付税の配分におきまして、現行の制度を變える必要を見なかつたわけでございます。

○細谷委員　そこで最後の点について申し上げるわけですが、大臣、いままで議論した点は、基準財政収入額は過大見積りする、基準財政需要額については過小見積りする、そして、制度の改正を行なつても、交付税率は變更しようとしな

い、あるいは、独自の税財源についても具体的に前進しようとしな、こういふ点を私はいままで指摘してまいつたわけですね。

そこで、法の六条の三の二項ですが、この前回の委員会に大蔵大臣が来まして、なぜ交付税率の三二を變えなかつたかといふ質問に対して、大蔵大臣はこう言つておつた。六条の三の二項の「引き続き第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なる」といふことになつておりませんといふことですね。「引き続き」といふこと、それから「合算額と著しく異なる」といふことについて、著しく異なつておりません、引き続きでもありません、だから交付税率は三二で動かしません、こういふことを大蔵大臣は言つておりました。きわめて抽象的ですが、これは、この法律が、第六條の三の規定が昭和二十九年に設けられた際に、衆参両院で激論が戦わされておるわけですよ。その辺の資料を私は持つてきておりますけれども、激論が戦わされておる。その激論を踏まえて確認されたこと

も、いまや水泡に帰しておるのです。そこで、大臣にお尋ねしたいのですが、「引き続き」といふことは、一体どういふことなんですか。「著しく異なる」といふことはどういふことなんですか。それから、そういう場合には、地方行政にかかわる制度の改正といふことは、一体どういふものが改正としてこの六条の三の二項に当てはまるのか、この辺をひとつはつきりしていただきたい。いかがですか。

○鎌田政府委員　この「引き続き」と「著しく」の解釈の問題でございしますが、ただいま御指摘になりましたやうに、地方交付税法の一部改正が行なわれました昭和二十九年当時において、この点についても、国会での議論等もございします。その当時の國務大臣答弁といたしましては「引き続き」といふのは二年程度だ、それから、この「著しく」といふのは、この速記録によります限りは、「一割」ぐらいのまあ大体的な金額がまた出足するといふ状態をまあ考へておるわけでありま

す。と、こういふことでございしますけれども、このあとで、百億程度といふ具体的な金額がまた出ております。それで、当時、この交付税法の一部改正のあとに出ました、私どもの先輩方が書かれた本では「引き続き」といふのは二年程度、それから「著しく」といふのは百億程度、こういふことが具体的に書かれておるわけでございます。

そこで、現在の時点においての解釈といふことになりましようが、この「引き続き」といふのは、ここに書いてございしますやうに、やはり二年程度引き続きといふことにならうかと思ひます。それから、「著しく」の点につきましては、当時の百億、二十九年から今年の百億、これはもう貨幣価値においてもたいへんな相違があるわけでございます。あるいはまた、國務大臣答弁にございしますやうな財源不足額が一割程度という、こういふ解釈に立つといふことになりました場合に、やはり、この一割といふものも、非常に荒らつぱい、乱暴な額でございします。したがつて、具體的には、やはり毎年、当該年度におきます税収その他の一般財源の伸びぐあい、あるいは財政需要の増加状況、こういつたものを見ながら定められていく、交付税率の引き上げといふものは行なわれない、こういふことでございまして、交付税充足以来の過去の歴史を見まして、この二年を待たないで引き上げられた例もございします。あるいはまた、その率等につきましても、必ずしも一定の基準があつて引き上げられてもいけないやう

でございます。そういうところは、今後におきます地方財政の状況等を総合勘案いたしまして、この交付税率の引き上げを必要とするときにおきましては、やはり果敢に引き上げを行なうべきであらうというふうに考える次第でございます。

○細谷委員　これは昭和二十九年五月四日の、当時の自治庁長官である塚田さんが答えている。参議院での議事録ですが、「引き続き」というのは二年以上ずっとやはり赤字だと、それから又見通される三年以降も赤字だというときに大体「引き続き」と言っているのです。いま鎌田局長が言われることと大体同じですね。大体まあ二年続いた、そして三年も見通される、こういうことです。

私は、いままでも議論した点で、つじつまを合  
わしておりますが、まあ、四十七年度はつじつまを  
合わせることもできなかったのですけれども、交  
付税の全体計画の中でつじつまは合ったように見

減税をやったということになりますと、その減税によつて〇・幾らという交付税率を上げてきた。ところが、三二になりましたら、とたんに、四十二年以降今まで、ずっと毎年のように多額の減税が行なわれておりますけれども、制度の改変もやらないし、交付税率の変更も行なつておらぬ。まさしく「著しく」「引き続き」の状態というものは起つていと思うのですね。ですから、太臣、ここで、「著しく」ということについて、具體的にはなにでしようけれども、鎌田さんの意見によりますと、「引き続き」というのは、二年続けば「引き続き」だ。「著しく」というのは、当時は百億圓程度と言つておりましたけれども、物価等を考えますと、大体、ことしの九百五十億圓なんて借りるときは、もはや「著しく」なっているんですよ。そう思いませんか。その辺、「著しく」ということをきちんとしておいていただきたい。どうですか。

○江崎国務大臣「引き続き」と「著しく」につ

きましては、鎌田財政局長が答弁をされましたように私も思っております。ただ、私も政治家として、いま細谷さんが御質問なさる気持ちには十分をななくできます。したがって、この「引き続き」と「著しく異なることとなつた場合」という、この定義づけをいまここで変えぬとか変えぬとかいふ問題よりも、交付税率の問題を大蔵省と詰めるのが場面に來ておるのではないかという感じがいたします。これは地方税、国税を含めての大問題であります。すし、税制調査会等の意見もとより微かなります。ければなりません。これは、地方行政委員会の方の御協力を得まして、地方の財源を充実していくという面において、この税率を今後どうするかという点について、大蔵省と今後十分詰めてまいりたいというふうに考えます。

四十一年の改定以来、四十六年度の場合を除きましては、幸い、それぞれ順調な伸びを示しておりましたので、今日ここに至っておるわけであります。十分御趣旨を体して大蔵省側とは話し合ひをしてみたいというふうに考えております。

○細谷委員　私は、無制限に交付税率を上げるべきであるという考えは持っていないのです。これは自主財源ではありませんけれども、三二ということについては、もっと実態に即して上げる必要がある。しかし、これを六〇％にも八〇％にもしろなどということを私は議論しておるわけではないのです。これは限界がありましょう。たとえば国税三税の半分くらいまでというのがあるでしょうけれども、まだ交付税率は上げてやらなければならないというのと同じように、地方税そのものを増強してやらなければ、税の流れを変えていく、福祉重点の政治をやっていくということではできないと思うのです。

そういふ点でひとつお尋ねしたいのですが、きょうの新聞によっても、来年度一兆二千億の減税を所得税を中心としてやるということです。そして、その見返りに法人税を四〇％くらい上げるといふのですね。その場合に遺憾に思うことは、国

与を中心とした第二補助的な性格を断ち切ることが出来る、こういうふうに私は思うのですが、これはどうですか。

○江崎國務大臣 大幅減税の話は、私どもも望ましいことだと思っておりますが、まだ正規の機關できめたわけではございません。しかし、法人税の税率が諸外国に比して多少低い。これがある程度、減税に見合つて、特に、サラリーマンの減税等、の財源引き当てにも、ある程度法人税率といふものを上げるべきではないか。日本の經濟的な実勢も相當強くなつてまいりましたし、企業自体の力もついてきたときでありますから、法人税の税率アップも考えていい。これは間違つた議論ではないし、妥當な方向を示したものだといふふうには私は思つております。したがつて、今後これが正式に決定されます過程において、いま述べられました御意見は御意見として十分尊重しながら、私も対処してまいりたいといふふうに考えております。

○細谷委員　いろいろ問題がありますけれども、もう一つ、ちょっと話が飛びますけれども、今度、人材確保という形で、一月から義務制の職員に一〇％を上げる。それからもう一つ、交付税の問題に關連するのですけれども、これは山田委員からも質問がありました、私学助成という形で、交付税が非常にひもつき配分になっている。それから、第二補助金的な性格になっている。こういう状況が強くなつてきております。この原因は、地方税財源そのものが枯渇しておるといふこととから来ておると思うのです。したがって、今年から来年にかけまして、福祉重点という形で政治が進んでいく限りにおいては、交付税率も上げていく、税財源も強化していくということをやります。もしやらなければ、福祉重点の政治なんというのはいくら絵にかいたもちになつてしまふと私は思うのです。そういう点で、自治省は最近たいへんお上品になりましたね。とにかく、かつては関東軍だなどと言われておつたらしいですけれども、最近では、自治省も完全に政府の中に組み入れられて

しまつておるでしょう。江崎さんになつてから特  
に上品になつておるのじゃないかと思ひますが  
ね。やはり、地方の行政、財政を守つてやらな  
ければならぬのが自治省の責務でありますから、  
そういう点でひとつがなんぼでもらわなければい  
かぬ。どろをかぶるぐらゐの決意をしてもらわな  
ければだめですよ。私はそう思います。この点を  
大臣に強く要望をして私は終わりたいと思ひの  
ですが、どうですか。

○江崎国務大臣 おつしやるように、地方財政の  
財源の充実はきつめて重要な問題であります。  
選挙法の問題も今回はないことで、だいたひ時  
間的にゆとりもこのところできました。御承知  
のように、予算折衝の時期もすでに近づいており  
ます。したがひまして、皆さんの協力を得て、十  
分ひとつ努力をしたい。

なるほど、自治省が昔は関東軍式なものだと言  
われたわけですか。——そうですか。それはひと  
つ大いにそういうふうな部員を十分奮勵したいと  
思います。

○三ツ林委員長代理 小濱新次君。

○小濱委員 私は、主として超過負担について、  
自治大臣は関係者にお尋ねをしていきたいと思  
います。

地方財政を圧迫している超過負担は、国の補助  
単価と地方の実施単価の著しい違いとともに、  
基準となる数量及び対象範囲が実態と大きく食い  
違つてゐることが大きな原因になつてゐることは  
よく御存じのとおりであります。特に、人口急増  
市町村の財政負担は、いまや限界を越えておりま  
す。住宅公園等の住宅建設を拒否してゐる実態、  
さらには、児童の急増によつて、運動場にもプレ  
ハブ校舎が急増され、運動会すらもできない実態  
を大臣は御存じであると思ひます。こういう内容  
になつております。当該市町村をこのような事態  
に追い込んだ責任、これはひとえに政府にあると  
われわれは考えておるわけですが、そういう  
立場から数点お伺いをしていきたいと思ひま  
す。

最初に厚生省にお尋ねをしていきたいと思ひま  
すので、よろしく願ひいたします。

保育所の設置については児童福祉法第五十二  
条。こまかくは申し上げませんが、管理運営につ  
いては同法五十三条。ここで、その設置について  
は精算額の二分の一になつておりますし、また、  
管理運営については精算額の十分の八と定められ  
てゐる。こういうふうになつておりますが、国の  
負担金は、国が地域の実態や地方公共団体の事情  
を十分に考慮することなく、いわば一方的に定め  
られた算定基準、算定方法によつて交付されてい  
る。こうした実情のために、保育所の設置及び管  
理に關して市町村が支弁した費用に対する割合で  
は、法律または政令で定められた、当然国が負担  
すべき割合を著しく下回つており、その差に相当  
する額は市町村がすべて負担する結果となつてお  
るわけでありませう。

この問題については、前々から議論になつてき  
たところでありますし、また、分科会等でも取り  
上げられてまいつた内容ですけれども、特に、最  
近、三大都市圏の周辺都市で非常に保育所の建設  
の要望が高くなつてまいりました。そういう点で  
この問題を取り上げたわけですが、実質、二  
分の一になつてゐない。保育所の設置について  
はそうなつております。そういう立場から、法律  
違反にならないかどうか。間違つてゐると私ども  
は考えるわけですが、また、そう確認すべきであ  
ると考へておるわけですが、この点につ  
いて、一番關係の深い担当の岩佐さんのことだ  
から、いろいろと御答弁は聞いておりますけれど  
も、あらためてひとつ御見解をお伺ひしたいと思  
ひます。

○岩佐説明員 保育所の整備の補助金につきま  
しては、いま御指摘の問題は、私ども十分承知して  
いるわけですが、いま先生もおっしゃいま  
したように、非常に数多い要望がございまして、  
それに対応いたしますためには、どうしても数も  
たくさんつくらなければならぬというふうな事  
情もございまして、その数を多くつくるといふこ

と、補助額を毎年上げてきておるわけですが、  
ます、数と補助額のアップの両者に努力してま  
いておるところでございます。現在は、御承知  
のように、保育所の定員規模によりまして幾つか  
の型に分けて、定型化した形でこれを定めており  
まして、その国庫補助額は、定型化した形で計算  
いたしましたものの二分の一を乗じて算出をして  
おるわけでございます。

実情について申し上げますと、補助基本額につ  
きましては、四十六年度でございますが、これは  
前年度補助額の五割から七割のアップ、四十七年  
度におきましては、約二倍の引き上げをはかつた  
わけでございます。たとえば定員九千人といつたし  
ました場合に、四十七年度の補助額が二百五十万  
でございます。これを、五百四十万、アップ率は  
二一・六％になるというぐらゐの努力は私どもい  
たしたわけでございます。

○小濱委員 二分の一負担については、単価が低  
くとも、負担区分ということでは違反ではない、そ  
うは認めないということであるようでございます  
が、自治省のほうでは、交付税でもこの差額は見  
てもらつてゐない。そういう点で、地方自治体  
は、公立の保育所建設についてはいろいろと持ち  
出しが多いわけですが、小さな市に行きましても、  
相当大きな市に行つても、公立の保育所はないと  
か、あつても一つとか二つとか、そういう都市が  
非常に多いのです。これはもうよく御存じのと  
りだと思ひます。そういうことで、悪いほうでは  
典型的な見本だとも言われているようなこの保育  
所の扱いになつてゐるわけですが、

それで、先ほど申し上げましたように、いろい  
ろといままでの経緯は私どもも調べてみたのです  
けれども、この辺でやはりこの問題を真剣に考へ  
てあげなければならぬ。全然進んでいかないわ  
けです。目立つ道路とか、下水道とか、住宅だ  
とか、こういう問題はどんどん進んでゐるわけだ  
が、小さな自治体の内容を調べてみて、住民の  
一番多いのは保育所です。特に、この周辺は人  
口急増地域ですから、平均年齢が非常に若いわけ

です。私、三十五万ぐらいの都市で調べてみたの  
ですが、大体平均二十七歳ぐらいの年齢になつて  
います。そうしますと、入つて二、三年たちます  
と子供さんがたくさん生まれてくるわけですよ。  
ですから、そういう人たちが今度は生活が苦しいも  
のですから共かせぎに出たいが、保育所がない。  
それで非常にいろいろと悩んで苦しんでゐるとい  
う実態がある。そこで、私は、年をとれば保育所の  
問題は解決するのかもしれないと思つたわけですが、  
でも、実態を調べると、そうじゃないのです。こ  
れはよく御存じのとおりだと思ひますが、四、五  
年たつと出ていくのです。余裕ができて、持ち  
家対策が実現せられて行くのかどうかわかりま  
せんけれども、出ていく。だんだん、入れかわり立  
ちかわりまた若い人が入ってくる。いつまでたつ  
ても公団の人たちはその年齢が若くなる一方で、  
ふえていかなければならない。こういうことなん  
でひとつお考へいただきたい、こういうことなん  
ですけれども、岩佐課長さんはその道の権威者だ  
というところで、私も、きょうは、課長さんに出  
てもらつては困る、局長が部長ぐらいの人に出て  
もらいたい、岩佐さんじゃどうもやりにくいからと  
いうふうな申し上げたわけですが、出てき  
たのは岩佐さんなんです。どうも私もやりにく  
いのですけれども、そういう点でお答へいただき  
たいと思ひます。

そこで、課長さん、いろいろ先ほど大臣から  
お話があつたように、八月を迎えます。予算編成  
期を迎えるわけですが、この辺で私どもも大きくひ  
とつ努力をしていきたいと考へてゐるわけですが、  
四十八年度の予算編成にあつたては、課長さん  
はどういう計画をお立てになつたのか。それが  
厚生省を通り、大蔵省の承認というところまで行  
くわけですが、どの辺でどういふふうな切  
られ方をしているのか、この点が一つ。それか  
ら、四十九年度についてはどういふお考へ方をお  
持ちになつておられるのかということ。もう一点  
は、四十七都道府県別に、今後、五カ年計画とい  
いますか、保育所の伸びを長期的にはどのように

見ておられるのか。この辺からやっつけていかなければこの問題の解決はなからうと思つておられるが、具体的な実施計画の策定というところでいろいろお聞きしたいと思つたので、たいへん長くなるかと思つたが、お答えいただきたいと思つた。

○岩佐説明員 ただいまのお尋ねでございますが、先生もおっしゃいましたように、保育所の需要が増大しておりますことは私もよく承知をいたしておるわけでございます。そこで、それに対応いたしますために、先ほども申し上げましたように、多少実態にそぐわないという面がございますが、それを何とか早く解消したいということ而努力をしておるわけでございますが、なお、四十八年度の保育所の問題につきましては、ただいま実施計画を検討いたしておる段階でございます。

御承知のように、保育所の整備費につきましては、老人福祉施設であるとか、身体障害児施設であるとかというふうな、その他の社会福祉施設、児童福祉施設と一括いたしまして、保育所もその中に含めて計上をされておるわけでございますが、四十八年度の予算額は百八十三億になっておるわけでございます。その中で保育所にどのくらい見込んでいくかというところは、現在省内で検討をいたしておるところでございます。私も、この保育所の補助額につきましては、御指摘のような問題を早く解消しなければならぬという考えを持っておりまして、大幅な増額をはかつていきたいというふうに考えておるわけでございます。

特に、人口急増地域の問題につきましてはお触れになったわけでございますが、この実施計画を進めてまいります段階で、そういう地域に對しましては優先的に配分をするというふうな考え方で進めてまいりたいと思つております。

それから、四十九年度の保育所の問題でございますけれども、これにつきましては、先生から御指摘をいただきましたような問題を今後十分配慮させていただきます。このように考えておるわけでございます。

けでございます。

それからなお、いまの保育所の整備計画の問題でございますが、保育所の現在の個所数並びに子供の数につきましては、四十七年の九月一日現在でございますが、全国に一万五千四百三十三カ所、定員をいたしまして百三十五万六千人のものがつくられておるわけでございます。この保育所の整備計画につきましては、一応目標を昭和五十年に推計いたしますと、百六十二万五千人の、保育所に入所させなければならぬ児童がいるものというふうな推計をいたしております。それを昭和四十六年度から五十年までの五カ年間に整備をはかりたいということでございます。その整備人員は、四十六年の計画策定の時点におきまして、その差は三十九万六千人でございます。したがって、約四十万人の乳幼児を収容いたしますためには、一年におおむね八万人ぐらゐの入所のための保育所を増設をはかつていきたいというものでございます。

これの、四十六年度、四十七年度、四十八年度の三カ年で私どものほうで現在考えておりますところ、あるいは実績等を見てまいりますと、計画のおおむね六七％というところでございまして、残りのものにございましては、四十九年度、五十年年度の二カ年で達成できるという見込みで進めておるわけでございます。

○小濱委員 一つの保育所を建設するのに、土地取得については何ら補助がないわけですね。そこで、九十人収容できる一つのそういう保育所をつくるのとすると、この付近の地域では、どうしても一億くらいは見えないという建物まででございまして、こゝろに金になりまして、地元の負担額はいくばくかというふうなことになるわけですね。おたくのほうの計算はどういうふうになるかわかりませんが、私のほうでやってみましたら、一割未満という補助額になっておる。九割以上が地元負担というふうな形になって出てまいります。それでは公立の保育所はもうとうていできない、そういう見込みになつてしまふかと思つた。八万人収容ということになると、百人にしても八百カ所、これはたいへんな金額になるかと思つたが、その計画で、この周辺急増地域の保育所問題の解決ができるかと思つた。保育所に充ててもう金が幾らになるかという、見通しは非常に暗いように思つて、このままではどうも私も納得できないという感じを受けるわけですが、もう少し見通しについてお答えいただきたいと思つた。

○岩佐説明員 保育所を建設いたしますための土地の取得は、確かに、おっしゃいますように、非常に高額な費用が必要であらうというところは、私もよくわかつておるわけでございますが、先ほどから申し上げましたように、保育所の建設に伴います整備費のほうは、補助額の相当なアップをはかつていきたいということもございまして、現在、建設を整備するための費用のほうに主力を注いでおるわけでございます。土地の問題につきましては、今後検討させていただきます。

それからなお、百八十三億の配分の問題でございますけれども、これにつきましては、厚生省といたしましては、保育所を重点というふうな考えでおります面もございまして、なるべく補助額の大幅なアップをはかるように、また上司とも相談をいたしまして、なるべく早くに超過負担が解消されるように努力をしてみたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○小濱委員 課長さん、もう少し具体的にお聞きしたいんですが、あなたが母子福祉課長として計画を立てたわけでは、それをい出して、出た場合に、あなたの本年度のもの、新年度のもの、内容を少しお話し願いたいと思つたが、それがどういふ形で大蔵まで行つて、どこでどう切られたか、その点も少し説明してください。

○岩佐説明員 ただいまおっしゃいました問題につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、厚生省全体の社会福祉施設の整備を必要とするものを全部見込みまして、一括して大蔵省のほうに要求して、そして、それがかなり大幅に認めていただいているということで、四十八年度の計画の実施につきましては、これからそれぞれの事情等を勘案しながら進めていきたいというふうな考えでおるわけでございます。したがって、具体的に補助額につきましては、前年度よりどのくらい上げるかということはまだちょっと申し上げかねますので、御了承賜わりたいと思つた。

○小濱委員 課長さんはなかなか言いにくいかもしれないけれども、保育所建設について一応案というものを出したわけでは、厚生省一括で大蔵に出したわけでは、こちらは、厚生省で一括されるところまでの経過を聞きたいわけですね。ですから、あなたがどういふ計画を出したなられたか、それをお尋ねしたいわけですが、どうでしょうか、お答えできましようか。

○岩佐説明員 ただいまの問題につきましては、四十七年度でございますと、きまりました問題でございますから、申し上げることはできるのでございます。

○小濱委員 四十七年度はけっこうです。

○岩佐説明員 ただ、四十八年度はまだ固まつておりません段階でございますので、その点につきましては、私どもが目一ぱいの努力をするということで御了承賜わりたいということでございまして。

○小濱委員 わかりました。まあ、あなたが一生懸命努力をしておられることは、われわれわかつておるわけですね。

そこで、その過程で、この辺でばつさばつと切られていくわけです。それで、結果的には自治体は持ち出しが多いんで、それで遠慮している、非常に超過負担を招いている、こういうことで、これは自治省の問題になつてくるわけですが、自治省もすっかりしらなければならぬと思つたが、そういう過程でどうして理解ができない

のか、あなたの努力がどうして実っていかないので、か、そういう点をこの席ではつきりときようは御意見を伺おうと思っておたのですが、御事情があるようでございますから、そういうわけで、これは自治大臣にお尋ねしたいのです。

最終的には大蔵省の決定ということで予算規模がきまってくるわけですが、どこに問題があったのか。この際、この保育所建設の問題については、ほんとうにもう幼稚園なんかは要らないというのです。幼稚園なんかは要らない。保育所をまずつくってこれという声は圧倒的に強い。これは、ここにおられる議員さん方もみんな、地元へ行けばそういう声があるだろうと思えます。そういうことで、この問題については、自治省も洗い直すところまで決意を固めていかなければならぬんじゃないかということ、超過負担という点、自治体の財政圧迫ということ、非常に持ち出しが多いということ、もう七割ぐらいの補助率じゃどうにもならないということ、こういうことでお断わりを食っているわけですから、自治体に行つて相談をするという、こういう事情です。から、どうかひとつ国のほうでよろしく、こういうことになってはね返ってくるわけですね。自治大臣、この点についてはどういふふうにお考えをお持ちになつておられますか。

○江崎国務大臣 御指摘のように、これはたいへん重要な問題ですね。特に、このごろは、婦人の働く場所が増えてきたというだけに、この保育所の建設というものは非常に強く要請されております。問題なのは、過密過疎の問題とからみ合わせ、義務教育の施設自体が、従来は十分でなかった。国としては、やはり、これにまず全勢力を、全予算を投入して、まず、このすし詰め教室の解消をはかつていく、また、この助成率を上げていく、こういうことだつたと思うのです。これが、保育所などに対して全く手が回りかねた、おくれた一つの大きな理由であらうと思ひます。

やはり、義務教育に進むだけの児童数にはほぼ匹敵するだけの保育所が今後要請されてくるでしよ

うね。そういう点で、国全体の財政需要から言ひましても、なかなか踏み切りがたかつたという点は理解できるわけでありませう。しかし、福祉行政の充実とか、いろいろなことを政策的に掲げておるわけでありませうから、十分御意旨の線に沿つて努力をしてまいらなければならぬ。もとより、基準単価の問題、それこそ二五％が七％と言われ、御指摘のようなことがあつてはならぬわけでありませう。したがつて、先般の実態調査の結果に基づきましても、四十六年度の補助基本額に対して一六八％、いわゆる超過負担の解消措置をするというふうなことで、私どもも、厚生省と一体になりまして鋭意努力はいたしております。これは過去の問題です。今後の建設需要にこたえるべく、十分ひとつ努力をしてまいりたい。

○小濱委員 やはり、補助率と基準額、これが非常に大きなじやまをしていゝということでございます。この点の算定基準がどうも理解できない。そういうことで、実際には補助率は七％で、九〇％以上が地元負担というふうな形になっていくわけですね。この辺の問題をやはり煮詰めていただかなければ、この問題は——これはこの問題ばかりじゃございませぬ。いまお話しがあつたように、学校の問題にしても、超過負担すべてが問題になつてゐるわけですから、この問題について、何とか引き上げられるような、そういう対策と自治省も真剣に取り組んでいただきたいというふうな私どもは考へておるわけです。それは要望でございます。

岩佐さんに最後にもう一つお尋ねしておきたいことは、保母さんの給与です。保母給与と管理費という問題についていろいろ問題になつておるわけですが、保母さんの給与については、十分の入という補助になつておつて、国家公務員並みの単価になつてゐるわけですね。これが全国の平均単価で配られてゐるという、ここに大都市と地方との大きな開きが出るわけですね。大都市ではいろいろ収入が多いものですから、そのほうに行つてしまつて、そして、保母さんが来ない。そこで、

手当の問題が出てくる。保育所では、事情はわかるのですけれども、どうも対策がでない、こういう悩みが起つてゐるわけですが、この問題についてはどういふふうにお考えになつておられますか。対策について何かあれば、ひとつお教え願ひたいと思ひます。

○岩佐説明員 保育所の乳幼児の保育に当たります保母さんが、給与が低いために苦勞をしてゐるという問題でございますが、これにつきましても、そういう実態も従来ございまして、毎年給与の引き上げをはかりまして、四十七年度をもちまして国家公務員ベースまでの引き上げをはかつたところでございます。

なお、そのほかに、保母さんの、事務職とは違つたといふふうな点も加味いたしまして、特殊業務手当であるとか、もう一つの問題といたしましては、公立と民間との格差もあるといふふうな実態もございまして、特に、民間の職員給与につきましても、公私格差の是正をはかる措置も講じておるところでございます。

これにつきましても、人件費の四・四％を四十七年度において実施をいたしましたところでございます。四十八年度におきましては、さらに一・一％上のせをするようにいたしまして、早く公私格差の是正をはかりたいといふふうな考へておるわけでございますが、私たちにとりましても、よい保育を実施するためには、どうしても中心になるものは保母さんでございますので、全体的に見まして、そういう点を十分配慮いたしまして、今後保母さんの給与改善に努力をいたしたいと思つております。

○小濱委員 特に、先ほどお話しがございましたけれども、人口急増対策といふことで、緊急度の高いものから優先してやるといふことですね。それもほんとうは具体的にお尋ねしたいわけですが、今後一そう御努力をお願いしたいと思ひます。また、予算編成期を迎えて、この保育所建設については、今度はもう大々的に取り上げてもらわなく、ちゃん然しないといふ各委員会の空気でも

ございます。私もついふん会議録を読んでみましたが、それからも、あなたのお答が出ておりますし、それから、各委員の言わんとするところも同じようなところにあるようですね。そういう点で、この問題についてはひとつしつかり決意を固めてやつていただきたい、こういうふうな思ひます。

また、自治省に対しても、いま自治大臣から御意見がございましたように、これは大事な問題ですから、強く要望をしておきたい、こういうふうな思ひます。

それから、学校建設の補助について、これも超過負担という問題について文部省にお尋ねしていただきたいと思ひますが、御存じであると思ひますので、簡単に内容をお話しいたしますが、お答えいただきたいと思います。

新設校の建設に対しては、当該年度の必要面積以上建設した場合、そのこえた部分は国の補助対象にはならないことになってゐます。人口急増地域はすぐ校舎が必要になってくるわけですね。説明は要らないかと思ひますが、現行の学校補助は、母体校を基準として新築されていきます。新築が完成するまで一年くらいかかりますから、母体校は生徒数が一ぱいになつてしまつて、すぐにまた学校新築をしなければならぬという実情になつておりました。毎年、人口急増地域では建設に追われてゐるわけですね。ですから、そんなに追つかれるような建築ではなくして、来年、再来年、二、三年先まで見通して建築をしてしまふとか、何か対策はないものかと私は思つたのですけれども、一年分しか見てもらえない、自治体としてはもう来年を見越して新築することは不可能だ、こういうことになつてゐるので、問題が非常に多くなつてゐるようでございます。

そこで、この場合、補助率は、四十七年度ではたしか二分の一でございましたね。これで計算すると、事業費に占める補助の割合は一・一％くらいにしかならないといふ私どもの計算になります。四十八年度から三分の二に引き上げられました。が、三分の二になつても、全体の一四％にしか

らないという学校建設の実態になってまいります。こうした根本的な制度の不備というものを是正していかない限り、自治体財政の健全化をはかることはできない。私のほうには、五年で人口倍という都市があるわけです。年々こういうことで追いつかれていくという、その悩みが、まず、何といつても教育、学校建設だということなんですけれども、以上のような問題がございまして非常に悩んでおるわけです。この建設に見合った補助を出すべきであるとわれわれは考えておるわけですが、この点についてはもう議論的になつていくかと思いますが、この問題についても、非常に超過負担が多いということ、地元の持ち出しが多いということ、つくりだすわけにはいかない、つくるにはほかの事業を中止して投入しなければならぬということで、悩みに悩んでおるという問題なんです。お答えをいただきたいと思ひます。

○菅野説明員 施設部長の菅野でございます。

いま御指摘の点、四点あったかと思ひます。いろいろ問題もあろうかと思ひますが、簡単に要約的に申し上げたいと思ひます。

第一点は、むしろ向きになりはしないか、一年先ぐらゐまで考えておつたのでは建設しても間に合わないという御指摘、特に、分離の場合にはもつと前向きにすべきであらう、人口増加の著しいところでは特にそういう点が問題だという御指摘でございますが、この点に對しましては、四十七年から三年前向きに改正いたしておりました。したがゐまして、従来の一年前向きを三年前向きにしたことによりまして、これも十分ではないかと思ひますが、前向きに検討いたしました。四十七年から三年前向きになつておりますので、ある程度この面に対する是正がなされたというふうに考えておりますが、実行面におきましてなお十分研究いたしたいと考えております。

それから、第二点は、負担率のお話しでございますが、これにつきましては、ただいま御説明、御案内いただきましたように、人口急増地域

におきましては、この衆議院は通過させていただいておりましたが、ただいま参議院で審議中の義務教育施設費国庫負担法の改正におきまして、今年度から三分の二に急増地域を改正するという法律案を出してあるわけでございます。参議院で御検討中でございますが、このように前向きに負担率の点につきましては検討をいたしております。

なお、補足いたしますが、この点につきましては、実は、予算編成につきまして、先ほど自治大臣からお話しもございましたが、自治省側におきまして非常に強い応援をいただきまして、これが三分の二になつたといういきさつもございまして、この席をかりまして自治省の方にも厚くお礼を申し上げます。

それから、第三、第四が関連いたすと思ひますが、超過負担に関連する基準面積と単価の問題があると思ひます。第三点として、基準面積のことを申し上げたいと思ひますが、これも従来やはり基準面積が少ないというお話しがございました。これについても、超過負担という、去年自治省及び大蔵省と一緒にやりました調査におきまして、基準面積と単価の両方の調査をいたしたわけでございますが、基準面積におきまして、この結果をもとにいたしまして、今度の法律改正案におきまして約二〇%の面積増をいたしたい、基準面積の増をしたいということ、これも今度の義務教育施設費国庫負担法との関連になるわけでございますが、現在参議院で審議中でございます。この問題に對しましては、基準面積の改定によりまして、面積上の超過負担に對しては前向きに一步前進するといふふうに考えております。

それから、単価の問題につきましては、先ほど厚生省からお話しがありましたのと若干関連の部分もあると思ひますが、ことしの予算単価の編成におきましては、御案内のように、通常の物価増に加えて、超過負担解消分の単価増もこれに加えてあるということによりまして、若干の前向きな単価は正がなされておるわけでございますが、なお、現実には、予想された建築単価よりも現実

の建築単価が非常に大幅な上昇を来たしておるといふ問題があるわけでございます。これにつきましましては、この前のこの委員会でも御説明いたしたところでございしますが、この問題は、実は、文部省というよりは、農林なり、商工なり、物価対策の問題とも関連いたすわけでございます。基本的には物価を安定させていただくことが問題なのでございしますが、引き続き、この点につきましては、関係各省、財政当局等も含めまして、前向きに検討していきたい、かように考えます。

○小濱委員 いまの前向きで検討するということ、これはもう大事なことでございすね。実際単価と補助率との違いが非常に大きく自治体を圧迫しているわけですから、そういう点で、これは努力をさせていただきたいと思ひます。

いま、四十七年から三年前向きにというお話しがございましたが、これは地方自治体で建築するのじゃなくして、学校建築公社とかで建てかえ施工をした場合のみが三年前向き施工というのではないのですか。その学校建築公社が建てかえ施工をした場合には、三カ年だけ、必要な面積だけが補助対象になるという、そういう説明を私は受けておるわけですが、これは、全体的に四十七年度から三年前向きになったのならけっこうなんです。が、その点も一度御説明願ひたいと思ひます。

○菅野説明員 集団住宅等の建設される場合におきまして、これは公団が実施する場合、公社が実施する場合だけでなく、一般的に前向き三年となつております。

○小濱委員 学校建築の問題については、これは、地元としては、何よりも優先してやらなければならぬ事業です。いまお話し申し上げましたように、非常に流入人口が多いのですから、児童数がふえてまいります。そうして、いま私も歩いてみましても、校庭にプレハブの校舎がずつと建てられているわけですね。それがいつまでたつてもとれないんですね。新校舎が建てていくからとれるのかと思つと、でか上がつたときにはもう生徒が一ぱいということ、プレハブ校舎がどんどん

ふえていくという傾向にあるわけです。今回は、土地の問題も、三分の一補助になりましたから、いまお話ししたように内容がだいぶアップされましたけれども、それではとうてい地元としてはまかない切れる内容じゃないわけです。特に私がその問題を取り上げましたのは、地元の事態はよくわかつておるのですから、こまかいデータもここに持つて来ているのですけれども、申し上げませんが、これから計画している学校全体を建てますと、その市のあき地は全部学校になつてしまふというふうな、そういう内容になつていくわけです。あき地を全部買取してしまふなければ予定の学校は建設できないという悩みがあるわけですね。では他の都市に学校を建設するということも将来は考えなくちゃならないことになつていくわけですが、こういうことから特にこの問題を取り上げたわけでございます。どうかひとつ御配慮をいただきたいと思ひます。

次に、人口急増市の学校生徒の学年別人員数は低学年が圧倒的に多いという特徴、これはもうよく御存じだと思ひます。小学校で六年生が百人、一年生が二百人という学校が多いわけです。この学校では、たとえ社会増はなくても、確実に毎年生徒数が増加し続けることになつていくわけですね。そのため、増加分について、現行法では、五月一日の生徒数を基準にして学級数を算定し、補助金をつけるようになっております。ところが、これは前向き問題になつてきたところ、論議になつてきたところですが、この基礎によつて定められて、そして認定を受け、建築にかかる、でか上がある、そのときにはもうすでに生徒は一ぱい、こういう形になるわけですね。人口急増市町村では、生徒数の増加が著しいために、教室の不足を補うために、いわゆる先ほどのプレハブ校舎を建てているわけですね。このプレハブ校舎が一向に減つていかないという悩みが出てくるわけです。ですから、この問題についての御決意をぜひひ

とつよろしくお願いをしたいと思うわけですが、  
そういう点はどうでしょうか。

〔三ツ林委員長代理退席、委員長着席〕

児童数の査定を、五月一日というのを、先行  
的にこなすべく、三年先を見越して建築を許可  
し、補助金を出すようにすべきだ、あと追いつ  
きで、先行的にせなければならぬ、  
これが結論でございまして、こういう方向で努力  
をすべきだと思つてゐます。これはもうすでにお考  
えになつておられるかと思つてゐますが、あま  
りにも実態がひどいので、御意見を伺いたいと思  
うわけですが、お答え願ひたいと思つてゐま  
す。

○菅野説明員 たいだいまお話ししたました前向  
きの点でございまして、先ほど申し上げました三  
年前向きと関連するわけでございまして、  
従来は、やはり五月一日現在を原則として基礎に  
いたしまして、いろいろな矛盾を生じたこ  
とは御指摘のとおりであります。

そこで、三年前向きの児童数算定にあつて  
は、卒業生と、それから新しく学齢児童の入学が  
出てくる。学年進行を計算しての三年前向きで執  
行上やっておりますから、従来前向きができな  
かつた時代と比べて、格段に前向きになつて  
きてゐるはずだと思つてゐますが、なお、  
プレハブ等につきましても、その人口急増の見込  
みを自治体で誤ることがありますと、どうしても  
プレハブにならざるを得ないという部分もありま  
すので、自治体のほうに、その人口の動態につ  
いての予測を誤らないような指導はさらに十分進め  
てまいりたいと思つております。

なお、つけ加えますと、昨年の補正予算におき  
まして、プレハブ校舎の解消という意味におきま  
して、補正予算でも相当の予算をいただきまして  
執行いたしましたので、従来よりはさらにこのプ  
レハブの解消に役立ったのではないかと思つては  
おりますが、引き続き、御趣旨に沿ひまして努力  
いたしたいと思つております。

○小濱委員 学校用地の取得についても、こま  
て来ましてけれども、私のほうの調べですと、一  
校で一年間に四百五十人も生徒がふえておりま  
す。一校千人を適正規模とするならば、二年で一  
校必要になつてくるわけですね。この私の調べ  
た市では、昭和六十年までには合計四十五校の学  
校建設をすることになるわけですね。四十五校とい  
うと、市街地のほとんど全部のあき地を学校建設  
に充てなくちゃならないという実情で、これがい  
ま地価は、どう見ても二十万前後という地価に  
なつておりまして、もうとても買ひ切れない。こ  
ういうことで、この用地取得の問題についても真  
剣に考えてもらわなければならぬ。この間よう  
やく初めて三分の一の補助がついたということ  
で、それじゃもう実態は間に合わないわ  
けです。市街地においては、マンションなどの営  
利企業が競つておられますので、どんどんど  
と地主との交渉も進んでいまして、学校の  
ほうは、どうしても安くというので、値段の折  
衝がなかなかむずかしい、取得ができない。こ  
ういう点は非常に大きな悩みになつてゐるわけ  
です。

これよく御存じだと思つてゐますが、こういう困  
難解決のためにどういう考え方をもちになつて  
おられるのか。用地取得について、将来計画をお  
答え願ひたいと思つてゐます。

○菅野説明員 用地取得につきましては、たいだ  
いま御案内のうちに、二年前の四十六年度から新  
たな補助制度ができました。これにつきましても、  
自治省のほうからも応援いただいたわけでご  
ざいまして、人口急増の市町村関係の方々のい  
ろんな御意見、運動等もございまして、四十六年  
度から、三分の一の補助制度の発足を見たわけ  
でございまして、いまお話しのように、単価の問  
題でありますとか、全体事業量の問題もあると思  
ひます。

たいだいまお話ししました市の内容等につきま  
しても、横浜市の実態かと思つてゐますが、関係の市  
の教育長並びに都道府県の施設担当課ともよく  
相談いたしまして、引き続き検討して努力してま  
いりたいと思つております。

○小濱委員 財政局長にちよつとお尋ねしたいの  
ですが、この土地取得の問題は、非常に膨大な持  
ち出しになつてまいります。大体、坪数が多いも  
のですから、また困難も伴つてゐるわけですね。こ  
ういふ点では、財政の面からはどういふお考え方  
をお持ちになつておられるのか。自治省としての  
将来計画なり、構想なりをお聞かせ願つておき  
たいと思つてゐます。

○鎌田政府委員 御指摘のとおりの問題があらう  
と思つてゐます。現在、特に、人口急増市町村の場合  
の用地の確保の問題につきましても、私も、た  
だいま文部省のほうで答えになりました地方負  
担分につきまして起債をつける、それに対します  
る元利償還の一定分を交付税で見ると、こういう措  
置をとつておられるわけでございますけれども、い  
かにいたしまして、用地の取得難、地価が高い、  
こういう問題がございまして、現実の自治体  
の実情を見ておられますと、団地という形でつく  
られる場合でございまして、用地も、上ものも、  
いわゆる立てかえ取得、立てかえ施行という道が  
あるわけでありまして、そういう一かたまり  
の団地ということになしに、いわゆるスプロ  
ールの地にちやちやできる、その結果生徒数がふ  
えて学校をつくつていかなくてはならない、こ  
ういふ場合には立てかえ施行の当てもない、こ  
ういふ点があるわけでございます、この点につ  
きましては、私も、私どもの考え方としては、例  
の公有地の拡大なり、あるいは公共用地の先行取得  
なり、こういうものをやっていたら、その  
将来におきます地方負担というものにつきま  
しては、一つは、やはり国庫補助の拡大という問題  
があらうと思つてゐます。それから、将来の交付税財  
源の増加の状況とも見合ひまして、これが元利償  
還の一定部分というものを交付税の中に取り入れ  
ていく等、いろいろの知恵を出してまいらなけ  
ばならないだらうと思つてゐます。

ただ、基本的には、何と申しまして、やはり

土地が得られない、たまたまあつても、手が出な  
いような高い値段である、こういうことでござ  
いまして、私も、私どももいたしまして、これはやはり  
政府あるいは民間一体になつての土地対策とい  
うものの確立ということが、これはもう言ひ古され  
たことではございますが、一日も早く、一刻も早く  
確立されなければならぬ、それがすべての基本  
ではなからうかというふうに考えておる次第で  
ございまして。

○小濱委員 超過負担の最たるものが、その周辺  
都市では学校ということになつてゐるような実態  
です。で、ぜひひとつ御努力をお願いしたいと思  
ひます。

次に、東京都ばかりじゃございませんで、地方  
都市でも大きな政治課題となつてゐる清掃事業の  
問題について少しお尋ねをしていきたいと思つて  
います。

これは厚生省にお尋ねいたしますが、清掃事業  
の責務の重大なことはよくおわかりになつてゐる  
と思つてゐます。こまかくは申し上げませんが、この  
補助金も、定率であるために、大きな超過負担と  
なつて、地方財政を圧迫してゐることは当然で  
あります。最近になつて、環境衛生に關する重要  
性が特に認識されたという感じを受けるわけ  
です。東京都では、行政上の誤りということ、だ  
いふ知事が指摘されておるような点もあるよう  
ですが、ごみ焼却処理施設の国庫補助基本額も、ト  
ン当たり、四十七年二百四十万円、四十八年二  
百五十万六千円となつてゐるようです。起債の充  
当率も、四十六年度七〇%、四十七年度は七五  
%、四十八年度では、公害防止計画に基づくもの  
は八〇%と引き上げられてきてゐるようでありま  
す。しかし、実際に必要とする経費との差額はあ  
まりにも大きいわけですね。そういう点で、国の  
積極的な財政援助の拡大というものをはかつて  
いかにしてはならないかというふうに考えるわけ  
です。

そこで二、三お尋ねしたいと思つてゐますが、一般  
廃棄物の処理施設に対する補助は、補助基本額に

対し、ごみ処理施設が国は四分の一ですね。そうすると、地元は四分の三の持ち出し。屎尿処理施設は三分の一を示されておりますので、こういう点では非常に持ち出しが多いわけですね。この補助の引き上げという問題について、ごみはどのようになっているのか、尿尿のほうはどういう補助を考へておられるのか。こういう点を真剣に考へてあげなければ、この問題の解決はできないと思います。

特に、環境施設整備、埋め立て処分用地及び付帯設備等も補助対象範囲に入れるべきである。これには補助がないわけですね。対象になっていないわけですね。これがまた、地元としてはえらい持ち出しになっているわけですね。少し調べてみると、なるほど、思い切ったその設備を建設することができない理由はここにあるんだなという感じをわれわれは深くするわけですが、こういう点はどういふふうにお考へになつておられるか。

○折田説明員 先生がたまたま御指摘になられましたとおりでございますが、私も同様にいたしました。御承知だと思ひますが、四十七年度に、四十六年度に比べて約三倍に、ごみのほうに高度化をするために引き上げて、実質六割前後でございましたのが、約一七割ですか、三倍に伸ばすことができたのでございますが、しかし、いま先生が御指摘になられましたように、機械そのものが年々高度化し、大きくなつてくる。それから高くなつてくるということがございます。そういう点等を考へていまして、来年度の予算にも、さらに国庫補助の補助率のアップと、それから、いま先生がおっしゃいました対象も広げていきたいというところで、現在いろいろ検討をしておりますのでございます。

○小濱委員 ごみ処理施設が、国が四分の一ということは、あまりにも実態とは違いが大き過ぎるじゃないかと思ひますが、この点、体どう考へているのか。それから、尿尿のほうはどういうふう考へているのか。何かこれは考へていないわけはないですよ。四分の一国庫補助でしょう。それ

が、補助率と基本額もまた違ふのですから、これは考へていないわけはないということ、それから、補助の対象にすべきであるということ、そういう問題について、そのお答えをひとついただきたいと思ひますがね。

○折田説明員 いま申し上げましたとおり、急激に上げることはできないのでございますが、先ほど私が申し上げましたように、年々上げるようにはつとめておるわけでございます。

それから、御承知だと思ひますが、公害防止計画に乗っている地域につきましては、四分の一が二分の一になりまして、倍になつたわけでございますが、いま先生が御指摘になりました四分の一を、さらにほかの地域も上げたらどうだという点につきましては、いま、来年度の予算等、今後の予算につきましては、われわれとしては前向きに検討していきたい、そういうふうに考へております。

それから、尿尿につきましては三分の一でございますが、これはまた三分の一でいいのかどうか。いまおっしゃられますように、環境問題も含めまして、もっとますます高度化すべき点もあるかと思ひますので、内容を十分検討し、基本額がはたしてそれでいいかということについては現在検討しております次第でございます。前向きに検討しまして、できるだけ上げるようにつとめたいというふうにお考へております。

○小濱委員 国は四分の一補助になつていますね。ところが、都道府県別には、補助のないところもあるわけですね。四分の一、これの補助のない県もあるわけですね。こういう点で、四分の一国庫補助ということ、地元は四分の三持ち出し、しかも基本額が違ふということ、えらい持ち出しになつています。県によつては、その四分の一ももらえないところもある。こういう内容について、何としてでも、ごみはこう、あるいは都道府県別にはこうというふうにしつかりとした定めがあつてしかるべきだと私も考へるわけですね。そういう点で、あなたの言う前向きにという

ことは私もよくわかるのですけれども、内容について、私も調べているわけですから、もう少し具体的にお答えをいただきたいと思ひますよ。

○折田説明員 いまの先生の国は四分の一というの、これは法令で規定されておりますので、四分の一以内ということでございまして、尿のほうからのごみでございますか。尿のほうから出ないというところでございまして、原則として、各施設には、われわれとしては、国庫補助のほうは出しておるつもりでございます。また、国の四分の一に足りない分を県で独自に出している県もございまして。こういうことでございまして、それを出していない県があるということでございます。まことに申しわけございませぬけれども、いまの御質問がちょっと……

○小濱委員 そのところが私のほうも明確でないのですが、法律で定まっているのですから、これは四分の一補助というのは当然出ていくわけにならないわけですね。それが出ていない。そういう地域もあるということをお話で、一応記録にとめてあるわけですね。いまはお話ですと、県の補助率もいろいろあるけれども、県によつては出していない。都道府県の中にそういうところもある。それも認めることができませんか。どうですか。

○折田説明員 それは、県独自で、いま先生の御指摘になつた県ごとの事情によつて、ある点においては、県でまた残りの分の一部を補助しているという県があるかと思ひます。国としましては、いま申し上げましたように、申請のあつた分につきましては検討しまして、予算のワク内で、指定された範囲内で毎年予算を配賦しているというのが現状でございます。

○小濱委員 それでは、それはけっこうですが、私は、あなたの将来構想をひとつ伺つておきたいと思ひますが、ゴミはどういうふう補助をしようとするのか、尿尿のほうはどういうふうにしようとするのか、あるいはまた、その他補助対象になつていない環境施設整備、埋め立て処分用地及

び付帯設備等に対する補助の問題についてはどういふふうにお考へになつておられるのか。あなたの御構想でけっこうです。

○折田説明員 さつき申し上げましたように、できれば、いま先生が御指摘になりました点までも全部見ていけるような方向に進みたいというふうに考へましたが、これも段階があるかと思ひますので、来年度の範囲まで持つていくか、いまから省内で検討するところまで来ておりますが、私にいたしましては、さつき申し上げましたように、まず国庫補助率をできるだけ上げたいということをお考へております。

○小濱委員 たいへん御無理な質問のようでございまして、申しわけないと思ひます。

次に、起債についても、起債対象額を引き上げること。この充当率は現行七五割ですね。これをやっぱり引き上げる必要がある。したがって、償還期限の延長という問題、あるいは利息の引き下げという問題、これを考へてやるべきではないのかという問題、これを考へるわけですね。とにかく、非常に持ち出しが多いので、こういう問題点を考へてやる。ところでやはり親切行政があるということになる。であらうと思ひます。こういう点についてはどういふふうにお考へになつておられますか。

○折田説明員 先ほどの保育所、あるいは学校と同じように、私どものほうでも、公共施設におきましては同じような悩みがあります。特に、ゴミの場合は、その最たるものかと思ひますが、私も同様にいたしまして、起債も、現在、先生御指摘のように七五割でございますが、これもさらに八〇、あるいは一〇〇というふうにして、全額認められるように努力したいというふうに考へて、来年度の予算要求の交渉に当たりたいというふうに考へております。

○小濱委員 もう一点、補助基本額も、四十八年度トシ当たり二百五十五万六千円となつておりますが、実際は六百万円、七百万円、あるいは八百万円必要としている。この際、実際の単価に見合

補助基本額の引き上げというものを行なうべきだとわれわれは思っております。これが解決できればこの清冊問題も解決していくわけですからね。で、東京都もこの問題では非常に悩んでおるようでありまして。問題は、単価が大きく違ふことと、補助対象範囲が少ないことでしょう。この二つで自治体はダブルパンチを食っているわけですよ。この自治体の持ち出しというものを何とか少なくしてやるためには、いま申し上げたようないろいろな内容というものを検討してもらわなければ、この問題解決ができないわけですね。いまの問題についてはどういふふうになるか、お答え願いたいと思います。

○折田説明員 もう御指摘のとおりで、何も私どものほうから特別申し上げることはないかと思ひますが、東京都につきましても、昨年におきましては、例年よりも十数倍の補助が行ったかと思ひますが、今後、いま先生の御趣旨を十分体しまして、前向きに努力していきたい、そういうぐあいに考えております。

○小濱委員 最後に自治大臣にお尋ねしておきたいと思ひますが、こういう緊急を要するゴミ対策をやろうとするには、やはり、超過負担をなくしていくことの前提において行なっていくかなければならないわけですね。で、自治省としても、これは思い切った構想というものが必要であらうし、また、いろいろ御努力を願っておるようですが、思い切った処置ということも必要であらう、こういうふうにご考慮のわけですね。地方では、産業廃棄物処理公社なるものをつくりまして、県独自でいろいろと地域ごとに施設をつくってその処置をしているという、そういう動きをすでに起こしている県もあるわけですね。ところが、あくまでも事業者の負担となっているので、国からの助成、援助というものがこれはないわけですね、自治体としても、これは非常に悩みの大きいところなんですね。こういう点で、これは真剣にお考えいただくかなければならない問題だと思ひますが、大臣から一言お答えいただきたいと思ひます。

○江崎国務大臣 先ほど来、住民の非常に切実な要望について、積極的な御質問で、敬意を払って傾聴をしておりました。だんだん予算の要求時期に入つてまいりますので、これは厚生省とも十分打ち合わせをしまして、できるだけ前進できるように、特に、福祉政策という以上、ゴミ処理であるとか、産業廃棄物の処理であるとか、こういうことができませんように、なお十全の努力をしたいと思ひます。

産業廃棄物につきましては、これは何といつても原因者が負担をする、この原則は堅持しなければならぬというふうにお思ひしております。しかし、各県が計画しておりますものについては、やはり、起債のワケを十分確保して、県などの要請にこたえられるように努力をしたいと思いますと思ひます。

○小濱委員 ちょうど消防庁長官がおいでになっておりますのでお尋ねしておきたいと思ひますが、このところ、新宿あるいは沼津の事故がございまして、いろいろと火災のおそろしさというものを感ぜつけられたわけでございますが、はしご車の補助率と基準率のアップについて、これはどうしても長官の決断というものが必要になつてゐる。いまはそういうときだと思ひます。

これについては、非常につくりたいが、持ち出しが多いのでできない。私、川崎市に行つて聞いてみたのですが、川崎市ではものすごい優秀なはしご車をつくつてみたい、そういうものも持っているようです。前にも一つつくつたようですが、持ち出しが多いのでなかなかできない。東京都も、最小限度八割要望して、六割認められたというところで、これがまた四分の一程度の補助にしかならない。四分の三は持ち出しというところで、これもできない。こういうことで、どうしても国の補助率の三分の一というものを何とか変えていかなければならないし、基準率というものも、もう少し何とか検討していかなくてはならない。

大蔵大臣に先般ここで伺ひしたところが、補助の問題は大きな問題ですが、基準率の問題については、これはもう検討しなければならぬなという発言がございましたが、この問題の解決が先決であらうと思ひわけでありまして。これなくしては人命尊重ということにもならないであらうし、生命、財産も守れないであらう、こういうふうに思ひわけですが、このはしご車の補助率と基準率のアップについてはどういふ考え方を持っておられるのか、伺ひたいと思ひます。

○宮澤政府委員 消防関係の補助金は、いわゆる奨励的補助でございまして、国と地方がお金を分けて持つという、いわゆる義務的負担的なものでないことは御承知のとおりでございますけれども、御指摘のように、補助率と実勢価格との間になりの差があるというのはそのとおりでございます。

これにつきましては、私どものほうも、昭和四十七年にはしご車等の補助率を二〇%引き上げまして、本年度は、補助率と実勢価格が一番違つておりますのが防火水槽でございますので、防火水槽の単価を三〇%くらい引き上げたわけでございますが、なお、その間になりの相違がござい

もつとも、消防施設、ことにポンプ自動車等につきましては、現地の消防機関が、時にありますと特殊な装備品をつけましたり、ことは適当かどうかわかりませんが、多少趣向をこらすというふうな面もございまして。その部分まで基準率に織り込むということはできないわけでございますけれども、そもそも、あるべきというふうにはじいたものと実勢価格との間になりの差がございすことは問題でございます。

私ども、現在、詳細な調査をいたしておりますが、来年度の予算要求時期も迫つておりますので、来年度の消防の補助金についての予算要求に際しましては、ただいま御指摘の基準率の引き上げということを一番重点的に考えていきたいと思ひ思つております。

自治省自身が超過負担の解消ということを言つ

ておりまして、そのおひざ元でかなりの価格の差があるというところは、私としても責任を感じているわけでございますので、基準率の引き上げということをまず重点に掲げていきたいと思ひます。その次に、ただいま御指摘のように、はしご車等のいわゆる科学的な消防施設の補助率が現在三分の一でございますけれども、その補助率の引き上げということを考えていきたい、こういうふうにお思ひしております。

○小濱委員 都市の大小を問わず、超過負担が大いというところで、補助率の引き上げは強い要望でございますので、この点はひとつお考えいただきたいと思ひます。

海上消防についても、この整備の率が非常に低くなつてゐます。この点についても、何とか今後考えていかなければならないと思つておりますが、消防施設強化促進法第四條第一項の中に「国が行う補助は、予算の範囲内で、基準額の三分の一以内とする。」となつておるようですね。これが大きくじゃまをしてゐるんだ、これがために充足率というものは満たされないんだという意見がございまして、この点について、やはり一考してもらう必要がある、こういうふうにお聞ひしております。それから、第四條第二項に、「前項の基準額は、消防施設の種類及び規格ごとに、自治大臣が定める。」となつてゐるんだそうですね。やはり、自治大臣もここに責任が出てきてゐる。この辺の法律が、いろいろと充足率を満たすことのできな

い大きな元凶になつてゐるんだという話で、この辺で何とか努力していただければこの問題の解決はできるというふうにも一言言つてゐる声があるわけなんです。この点については、長官のほうはどういふふうにお考えですか。

○宮澤政府委員 ただいま御指摘の法律でございますが、趣旨は、いわゆる奨励的な補助であるという趣旨であらうと思ひます。私は、現在の国と地方との事務の配分その他のあり方から申しまして、消防施設というのは、やはり、国が金を出します場合も、奨励的補助というたてまえがしかる

べきではなからうかと思っております。したがって、なほ、御指摘の法律の規定等については検討を加えていただきたいと思っておりますけれども、問題は、財政当局の理解度をいかにして高めるかということで、それは、逆に申し上げますれば、私どもの説得力の問題にもなるわけでございます。

先ほども御答弁申し上げましたように、特に、実勢価格と基準価格との間にかんがりの相違があるということはたいへん不当でございます。法案の検討もさせていただきますが、それとは別個に、来年の予算要求につきましては強い決意で臨みたいと思っております。

○小濱委員 大臣からもひとつ……。

○江崎国務大臣 大蔵省の査定が放緩であつてはなりません。ことさらに実需要に沿わない査定であるというところが、これはいろいろな過去の例に見まして、現実なんですね。これが超過負担という形で、過去もすでに二回にわたつて調査をし、その補正をしてきたわけですが、したがって、新年度の予算編成にあつては、これらの問題をただ事務レベルの折衝にまかせないで、政治的にこれだけ大きな問題になつていられるのですから、基準価額というものは適正でなければならぬという点を、十分に強く押してみたいと思つて、むしろ、小濱さんのきよりの質問全体をまとめてこの一点に集約することができると思つて、国庫補助率の基準価額の是正の問題に十分努力をいたしたいと思つております。

○小濱委員 強く要望しておきたいと思つて、最後に、もう一点だけ簡単に御尋ねをしておきたいと思つております。

建設省、おいでになっていらっしゃるか。——大臣、これは経過ですが聞いていただきたいと思つて、大船から江の島に向けて、民間の京浜急行ですかの有料道路が通つておられますが、調べてみたところが、昭和五年五月に開設というふうに私のほうの記録ではなつております。ところが、

この有料道路に、今度、三年ばかり前にモノレールができました。この有料道路が、その後も、住宅が密集した平地の中に通つておるわけですが、住民は利用させてもらつてはおりますが、やはり、有料道路というところで、遠慮しながら、微収人の顔色を見ながら通つておる。車も通つておる。まして、じょうずに、料金を払わないような方法でうまく逃げておるようです。平地ですから、少し手前に行つたら逃げられるわけですね。そういうことがあつて、地元としては、行政上非常にまずいのがなからうか、これは無料開放にしてもいいがどうかという話が出てまいりました。私も調べてみたところが、京浜急行のほうでは、買つてくれというところは六年も前から言い続けているのだということですが、買つてくれということと、立ち消えになり、また燃えは消えて、六年たつておる。こういう形になるわけですが、この全長は六・八キロですね。八万三千五百三十二平方メートル、坪数にして二万五千二百六十八・四八坪になつておる。この買取費用は、どうするかという点になります。自治体としては、鎌倉市としては買いたいけれども、膨大な金が必要になりますので、買うことはできない。それで、住民の声はよくわかるけれども、そのまゝ六年間も放置されておつたのだということですね。

私は、きょうは運輸省と建設省をお呼びしたわけですが、その当時の会社と契約する場合は、どう内容、たとえば、投資額が回収された時点ではどういうふうにするのか。そういう申し合せ事項があつたかと思つておられます。きょうは無理だと思つておる。そういう報告書をとで提出をして私のほうへ出していただきたいと思つておる。それまた資料にしながら、私もこの問題を研究していききたいと思つておる。その点について何か御意見があれば、時間がありますので、簡単にお答え願ひたいと思つておる。

○長島説明員 ただいま先生の御指摘になりました京浜急行の経営によります一般自動車道のいきさつについて、簡単に御説明いたします。これは、免許になりましたのが大正十五年の十二月でございます。当時、太政官布告による貸取り道路として、地方長官がこれを免許したわけでございます。供用開始になりましたのは、私どもの調べによりますと、昭和六年の七月四日でありまして、自動車交通事業法による有料道路というところでやつておるわけでございます。それで、建設のいきさつ等について見ますと、当初、日本自動車道株式会社というものがございまして、これは菅原通済さんのやつておられた会社だそうでございますが、その方が鎌倉山に別荘地等をつくるということで、当時、周辺には何も道路がなかつたので、そういう道路を開闢して、いわゆる一般自動車道として、有料道路をやろうと計画したわけでありまして、京浜急行は、供用開始の前に、この日本自動車道株式会社を合併いたしました。現在に及んでいるわけでございます。何ふんにも古いいきさつでございます。当時の用地買収等の契約とか、もしくはそれに伴う役所関係といふゆる覚え書きとか、そういうものにつきます。現在に及ぶいきさつは、したがって、先生が言われた契約等についてはございせんけれども、一般自動車道事業といつたしましては、それは一種の事業でございまして、料金を徴収して、ずつと商売をやつておるというもので、いつになつたらやめるというふうなことは、おそろしくその当時もきめてなかつたのではないかと私も推察しております。

○小濱委員 自治大臣、これは御一考願ひたいのですが、先方では積極的にいま呼びかけをしてきておられます。住民本位に考えますと、私も現地に歩いてみますと、平地が有料道路になつていて、さくも何もないわけですからね。ところが、途中に微収人のおじいさんが立つておる。さつとつかまえては取り上げるといふ形です。いまいことが多いわけですね。そういう形で、どうも不愉快なんです。そういうことで、せつかく向こうから呼びかけがあつたので、値段の件の打ち

合わせ、取りきめをまずやれということで、市と向こうと打ち合わせをするようにいふなつております。八月ころまでには何とか結論を出したいというところで、全国的にもこういうケースはないわけだそうですね。懸垂式のモノレールが通つておる。これがあふない。ローリングをしながらずつと走つておるわけですね。その下を人が通つておるわけですね。市も対策を講じなければならぬかと思つておる。向こうから買つてもいいかと言つておる。果道にしてみたら、いいわけですね。国道でもいいわけですね。あるいはまた、財源措置ができれば、市に買つてあげてもいいわけですね。こういう点で、自治省としても、こういう自治体の悩み、苦しみがあつたので、これは一考をさせていただきたいという要望なんです。時間もありませんので、一言よろしくお願いいたします。

○江崎国務大臣 私も、その道路の実情はよく知つております。ですから、いまお話を聞いておつて、無理からぬ御質問であるといふふうに思つております。ただ、民間会社と市側との話し合いでございますから、この内容については私も全然知りませんので、自治省としても、関係省庁の協力を得て十分実情を把握をいたしまして、一俟起債の措置でそれが可能なか、あるいはどういふふうになるのか、結論を見出したいと思つておる。

○小濱委員 たいへんおそろしくなりましたが、以上で終わります。

○上村委員長 この際、暫休願ひいたします。

午後一時五十七分休憩

午後二時四十五分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。折小野良一君。

の算定の面におきましては、地方団体の財政力の均衡化の実を失わないで、しかも、地方団体に、

自主的な財源の運用ができる弾力性を持つ財政収入の算定をしておる。こういった面におきまして、まあ、私ども乏しい見聞でございますけれども、諸国においてはこのような交付税体系というものは持つておりません。そういう意味合いにおきまして、世界に冠たるということはやっとと自画自賛の観があると思いますが、やはり、たぐいまれなる一つの財政制度ではなからうかというふうに私は考えておる次第でございます。

○折小野委員　いま御答弁になりました交付税制度のいろいろな機能の中で、一つは、財政保障という面がございます。これは、それぞれの地方団体といったしましては、現在の情勢下におきまして、やはり、できるだけ国民の期待にこたえて多くの仕事をやっていききたい。ところが、それに對して十分な財源が付与されていない。これが一番の悩みであらうと思います。

したがって、國に對する要望といったしましては、財源をふやしてもらいたい、新しい税を何とも、

かつくてもらいたい、あるいは交付税ももっともつとふやしてもらいたい、まあ、こういうふうな要望につながつてまいっておるわけでありまゝす。ところが、そのせつかくの交付税も、地方が期待するほどには、この財源保障という機能をなかなか果たされていないんじゃないやなからうかというように感じられます。

ことしの交付税におきましては、国のほうで所得税の減税がございました。減税になりますと、これは当然交付税に影響いたしますので、それの補てんを、というのは、当然の地方の要望でございます。本年度の減税額が三千百五十億。です。

から、その三三%をとってみますと、大体一億これによって交付税が少なくなったということなんでございます。こういう点につきましては、すでに、地方制度調査会においても、あるいは地方財政審議会においても、また各地方団体からも、減税によって落ち込んだ部分は何とか補てん

六千億という、非常に高い、大きい増加額になっておるわけでございます。それで、問題といたしましては、この地方税はそういうことで、前年に比べて二七％伸びる、一兆一千八百億も伸びる、こういう状況でございます。

他方、地方費ベースでの財政需要も一兆八千九百億伸びるという状態でございますが、問題は、交付税が、国税三税の伸びに対応した五千八百億という計算になったわけでございますが、五千八百億まるまる入りますれば、来年度は何らの財政措置を講じなくても地方財政はまかないがつく、

こういふ見通しになってまいったわけでございます。これは、財政対策を相談いたしております。過程でどんどん税収の見込みが大きくなってくる、こういう非常に異例な事態のもとでの財政対策でございます。

そこで、問題は、昨年の千五十億の臨時特例交付金、千六百億の交付税特別会計の借り入れ措置と合わせまして二千六百五十億ということで、俗なことばで申しますと、昨年の地方財政は竹馬をはいておった。その竹馬が四十八年度には切り落

とされましてなくなる、そのことに伴う激変の緩和という措置を講ずれば足りるという認識に達したわけでございます。

そこで、その場合におきまして、その時点で、国税三税の四十七年度補正後の自然増収というものが、少なくとも三千億はかたいというのが見込まれる時点でございます。そうしますと、その三二%、九百六十億というものは、四十八年度以降地方財政に入っているわけでございます。そこで、四十八年度にこの九百六十億というものが使えれば、財源措置を講じなくても足ります。ところが、国の会計制度上、その交付税の精算分という

のは、翌々年度、四十九年度にならないと入れられない。そこで、私ども、それを一年繰り上げまして、四十八年度の交付税金計に繰り入れができませんかということも相談をいたしましたわけでございますし、いろいろ内部で検討もしたわけでございしますが、他との関係があつてどうしても無理であります。

ろう、そういうことであるならば、いまの自然増収を引き当てにした九百五十億を借りることにしまして、実質的には四十九年度に入るであらう交

付税の精算増というものを一年繰り上げて使う、  
 こういふ財源措置をもつて、かたがた、千三百六十億余りの地方債の増発、これをもつて四十八年度の地方財政のまかないがつく、こういう認識に立ちまして措置を講じた次第でございます。

○折小野委員 いま御答弁にありましたような、昨年からことしにかけての情勢というのは、大体各方面ともわかっておつたことであらうと思います。ちやうど予算編成の時期になって、そういうような情勢がわかつておるにかかわらず、地方制

度調査会にいたしましたも、地方財政審議会にいたしましたも、四十八年度の地方財政対策という問題につきまして、所得税の減税に伴う地方交付税の減収相当額は地方交付税率の引き上げによって補てんをさるべきであるというようない意見を出

された。おそらく、予算編成の時期とこの答申がなされた時期とはほとんど一緒であったろうと思いますが、いまおっしゃるような情勢が予算編成の時期にわかっておったのでございますならば、これは、地方制度調査会あるいは地方財政審議会

に對しまして当然御説明になるはずであつたし、また、なつてしかるべきであつたし、そのよ  
うな情勢を反映した答申がなさるべきであつたろ  
うと思うのでございます。

ところが、自治省が實際予算編成に對してとら

○鎌田政府委員 率直に申しまして、地方制度調

税収の伸びあるいは国税三税の伸び、こういったものについて数字がふえてまいった。こういう歴史的な経過がございます。

ただ、基本的には、国税三税の減税に伴います交付税の落ち込みというものにつぎましては、年来、この場でも御論議がございますように、交付税というのは国税三税の一定割合であるけれども、それは地方団体固有の財源だということから

いたしますれば、国の政策、漢税に伴う渡取分というものについては、当然、交付税でその分はカバーするということではなければおかしい。私どもは、その主張というものは一方において持つておったわけでございます。

他方におきまして、そうなりますと、今度は逆に増税をする。増税になった場合に、交付税の自然増分というものはそれじゃあきらめるかといった反面の論議もございますのと、何よりも、基本になりましたことは、やはり、平衡交付金から交

付税制度に切りかわつてまいりますときに、交付税率というものは、ある程度將來ふえても、あるいは何がしかの減があつても、むしろ交付税率としては安定をさしていくんだという議論もございました。そういうことと、先ほど申し上げました。

それに関連をいたしましたですが、交付税のもう一つの機能、すなわち財源調整の機能、これは各地方団体間の財源を調整するところに大きな意

味があるのであって、国と地方との間の財源を調整するという意味では本来なかったのではないかというふうに私どもは考えます。ところが、最近の政府におきましては、この調整機能が、国と地方との財源の調整機能だ、したがって、いろいろ

な情勢によって毎年借り貸しが行なわれるのだというよりなことになってしまつておるような感じがいたします。この前の大蔵大臣が見えての質問のときに、どなたかの質問に対して、大蔵大臣からもうそういう御答弁があつたように聞いた

わけでございますが、本来、交付税の財源調整機能というのは、各自治体間の財源を調整するんだ、したがって、国と地方との間の財源調整というのには事実上あつたにいたしましたけれども、それが交付税制度の本来の意味ではないんだ、こういうふう

うに私としては考えるのでございますが、自治省としてはどういうふうにお考えになっておられますか。

○鎌田政府委員 おっしゃるとおりだと思います。交付税の、申しております財源調整機能とい

○折小野委員 それに関連をしてでございますが、この前大蔵大臣が見えたときにも、私、ちよつと御質問をいたしました、昨年沖繩が返還に

なりました。そういたしますと、地方団体全体の財源といたしましては、沖縄県あるいは沖縄の市町村に対する財源というのが当然必要になってくるわけでありまして、それに対して臨時措置が講じられておるわけですが、これは、や

て現下の交付税のワク内に全部入ってしまうことになつてまいります。

そうしますと、これはことばは悪いのですが、地方団体側の立場からいたしますと、それだけ取られてしまつたら、それだけの財源が相対的に少な

くなるんだという言い方も言えるわけでござい  
ます。沖縄返還後、いろいろと混乱した情勢にある  
ように私ども承知いたしておりますが、こういう  
ような問題につきましては、やはり、国がそれだ  
けのものを考えていくということではなければなら

いではないか、沖縄のほうも国税があり、いまある交付税というのは、みんな四十六県に分だけ、沖縄の分は一文もないから、その分は全然別にして、やはり、いまある既定の財源の中から沖縄にも交付税を回してやるべきではないかという意見と、こういう両方の意見があったように私は記憶いたしてあるわけでございます。政府内部に於いてそういう議論のやりとりがありました。結論といたしましては、少なくとも、いままで、沖縄県の復興というものが現実のものになるということを前提にしないままの交付税というものはきめられておるのだから、沖縄が入ってくることに増加分というものは、少なくとも経過的に何らかの措置を講ずべきだということで、現在の仕組みになっておるわけでございます。

その当時におきます私どもの考え方といたしましては、そういうことで交付税の原資もだんだんふえていく、そういう中で、経過的に漸減方式で沖縄臨時特別交付金も持つてまいりましたけれども、それが終わった時点において、沖縄も含めましての地方団体全体の財政需要というものをまかないきれないという場合におきましては、その時点において交付税率の問題というものを議論すべきではないかという感じを持つておる次第でございます。

○折小野委員 世界に冠たるわが国の交付税制度にも、いろいろ問題があるわけでございます。これがいつまでも世界に冠たる制度であることを私たちは望むわけでございます。

ところで、大臣ももちろん閣僚のお一人ではございますが、しかし、何といつても、地方団体の先頭に立って、地方団体の期待にこたえていただかなければならぬお立場にある、私どもはそういうふうな考えております。国全体としてのいろいろな問題もござりますが、しかし、その中において地方行政が伸びていくということ、地方自治が進んでいくということは、いわゆる民主的な意味における国の発展に直接つながっていくものであると私は考えます。そういう意味におきま

して、大臣は、先頭に立って地方自治を伸ばす、地方行政を進展させるということで御健闘をお願いいたしたいと考えますが、この点に対する大臣の御決意のほどをお伺いいたしておきたいと思っております。

○江崎国務大臣 御質問の御趣旨、私も拝聴いたしております。今後、特に、地方の財政需要が強く要請されることが簡単に想像できます。そういうときだけに、この地方財源をいかに充実させるか。とりあえず交付税率の問題がここで皆さんから御議論になるわけでございます。これは午前中も申し上げましたように、今後、税制調査会等々の意見を参酌することはもちろんであります。大蔵当局とも十分話し合いをして、今後、地方の財源に支障を来さないように格段の努力を払ってまいりたいと思っております。

○折小野委員 次に、今回の改正に関連をいたしまして、二、三の御質問をいたします。

今回、普通交付税の算定方法の改正が行なわれました。基準財政需要額の算定の基礎につきましているいろいろな見方はあるわけでございますが、この算定の方法というものは、結局、一定の額を算出するための単なる基準にすぎないのか。あるいは、その基準が一定の行政水準を維持させるための行政指導的な意味を含んでおるのか。その辺、どの程度に自治省としてはお考えになっておるか、一応基本的にお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○鎌田政府委員 御案内のとおり、地方交付税法第一条におきまして「地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障する」という定めになっておるわけでございます。基準財政需要額の算定を行なうにあたりましては、そういう趣旨を体しまして、行政指導的な考え方のもとに算定をいたしておるということでございます。

○折小野委員 それに関連をいたします二、三の具体的な問題をさらにお尋ねいたします。

今回の基準財政需要額の算定方法の改正の中で、特に、市町村道について増額をしたということとを強調しておいでになります。これは市町村道だけではありません。下水道とか、清掃施設とか、公園とか、そういうようなものもござりますが、その中に市町村道があるわけでありまして、もちろん、この市町村道は、道路橋りょう費という費目の中で算定をされるわけでございますが、これを昨年度の比較において見てみますと、経常経費におきまして、平米当たり、県が、昨年は七十円、それを九十二円に引き上げました。市町村は三十円、それを三十九円に引き上げました。投資的経費のほうにおきましては、県が、一メートル当たり千二百五十円を千七百五十円に、市町村は、一メートル当たり九百円を百三十五円に引き上げました。もちろん、市町村道であろうと、都道府県道であろうと、いずれにしても、今日整備が急がれておるわけでございます。しかし、この数字から見まして、市町村道を特に強調されておる理由というのはわからないのです。引き上げ率等からいいますと、やはり、県のほうがよいに引き上げられておるんじゃないかというふうな考えをしております。しかし、今日、もちろん県道も大切でございますが、市町村道に対する要望というものは非常に強いわけでございます。すでに、自治省で発表しておいでになりますことしの「地方財政の状況」の中におきましても、国道におきましては、改良率が七・三％、舗装率が七・八・六％と、非常に伸びてきた。それに対して、地方道は非常に伸びが落ちておる。しかし、県道は、その中においても、改良率が四・二％、舗装率は三・七・四％、まずまずの数字を示しておる。これに対して、市町村道は、改良率において一四・八％、舗装率に至っては七・五％、こういうふうな数字を示して、いろいろと説明がなされておるわけでありまして、

そういう面から見ましても、市町村道を早く整備しなければならぬ。しかも、従来、いわゆる産業道路の整備に片寄っておったこの行政というもの、福祉あるいは生活というものを重点にするという面からいいますと、いわゆる生活道路といわれる市町村道というものに對してもっともつと整備していかねければならない。これは当然なことだといふふうに考えております。しかしながら、その当然なことが、今回のこの算定方法の改正においてあらわれてきていないんじゃないかと、いふふうに考えます。せっかくの御説明で市町村道を強調しておいでになります。その強調されたほどの増額というものはほとんどないといふふうに言わざるを得ないんじゃないかというふうに考えますが、こういう点についてはどういふふうにお考えになっておられるわけでしょうか。

○鎌田政府委員 市町村道の関係でございますが、先ほど仰せになりました市町村道の投資的経費、すなわち延長分につきましては、県と市町村との間に格差があるではないかということでございますが、正確に申し上げますと、市町村道の投資分、すなわち延長分の単位費用の増加率は二・七％、府県道のほうが四・〇％でございます。これは、道府県分につきましましては、四十七年度、例の財政危機の關係もございまして、道府県及び指定都市といった財政力の強いところにおきましては、投資的経費につきまして地方債に振りかえることをいたしましたために、四十七年度、道府県分の道路延長にかかります単位費用というものは据え置いたわけでございます。したがって、この四・〇％余りの数字と申しますのは、本来なら、四十六年から四十七年に一ぺん上がり、四十七年から四十八年に上がるべき分の、いわば二年分がここに入っておる。市町村道のほうはそういう措置をとりませんでしたために、前年とはほぼ同程度の伸びになっております。前年が二・二％、四十八年度が二・七％、こういうことでございまして、まさに、府県分につきまして、四十七年度、本来単位費用を上げるべきところを上げないで、その分を起債に振りかえた、その分の、一年休みました分がここに出てきておるといふふうに御理解をいただきたいのでございます。

それから、維持修繕の關係でござりますが、これは面積分の単位費用の引き上げ率が一四・七％というところでござりますが、毎年市町村道の改良、拡幅というものが進んでまいっております。基礎になりましてこの数値がふえてまいっております。したがって、基準財政需要額としての伸びは約一九・一八・七％程度のもの、額にいたしまして千五百五十九億が千三百七十六億、二百十七億円の増加になっておるわけでございまして、これをもって、市町村道の維持修繕のための必要な財政措置は講じたつもりでおります。

○折小野委員 一応それぞれの地方道の整備を進めていくというところはけっこうござりますが、それで、四十七年の三月末の舗装率あるいは改良率、私がさっき申し上げましたものは、自治省で発行されております「地方財政の状況」にある数字でござりますが、これがこし一年でどの程度伸び、どの程度伸びを伸ばしているという予定でございまして、もちろん、これはこれだけではない、公共事業その他が入ってくることは当然でございしますが、その総合でけっこうでございします。

○鎌田政府委員 こまかい数字は、後ほど精査の上で補足をさせていただきますが、大體、改良、舗装を含めまして、一ないし一・五％率が上がるというふうに想定をいたしております。

○折小野委員 従来の道路の整備率を見ましても、きわめて低いパーセントで、遅々として進んでいないというのが現状でございします。本年度一年でどれだけ上がっていくかということにつきましても、いま御答弁にありますが、な程度の数字しか上がってまいっておりません。こういふ点から見ますと、わが国の道路整備というものは、先進諸外国と比べても非常に大きく差があるわけでありまして、よほど思い切った施策を講じていくことが必要であらうと思ひます。特に、生活道路と言われている市町村道におきましては、地域住民は毎日その道路を使い、毎日、その悪い道

路によって悩まされておるといのが実情でございします。こういう点につきましては、もう少し比率を上げるような施策というものができないのでしょうか。

○鎌田政府委員 いま、四十五年と四十六年度の改良率、舗装率の資料を私見ておりました。御指摘のように、私も力を注いでおるつもりでございしますが、国道の改良率、舗装率というものに比べますと、都道府県道、市町村道という順番で、延長が長いという点もございしますが、なかなか市町村道は進まないというのが実情でございします。もちろん、国民の生活に最も關係の深い生活道路でございしますので、これにつきましては、四十九年度以降におきましても交付税等の措置を充実してまいらなければならないと思ひわけでございしますが、御案内のとおり、ちょうど第七次の道路整備五カ年計画の改定を見ておるわけでございまして、当然、国道の整備がある程度進んでまいりましたから、これから地方道、特に市町村道に重点が移つてまいります。こういふことになりま

す。私も、やはり、市町村の道路の財源の充実というのをどうしてもやらなければいけないというふうな考へておるわけでございまして、道路目的財源の充実にあわせて、いま御注意をいただきましたような交付税の措置というものが万全の対策を講じてまいりたい、どうしても市町村道の道路目的財源の充実をはかりたい、これが第一の努力目標ではないかというふうに考へておる次第でございします。

○折小野委員 こういふような実態を見ますと、私も、とかくいろいろと勘ぐりたくなるわけなんです。まず国道をやつて、そして、市町村道は一番あと、まず産業道路をやつて、生活道路はあとだ、まず経済の発展をやつて、国民生活はそのあとだ、すべてがこういふような形になってまいっておるわけでありまして、そういう点については大きく考へ方を転換していただきまして、住民の生活、あるいは、道路でございしたら生活道路である市町村道、こういふ面にもっとも

と力を入れていくような政策というものをぜひ実現していただきたいと私も強くお願いをいたします。

もちろん、ことしも、道路につきましまして、その整備にいろいろと努力をさせていただいておるわけでございますけれども、しかし、現在の状態は、工事費が非常に不足を告げております。しかも、値上がり、労力の不足等いろいろな面から、現在、各地方団体では、工事をやろうと計画いたしましたけれども入札もできないという状況があらちこちに非常にたくさん出ておるわけでありまして、せっかく予算はふえたといつても、現在の状態からいまして、またまた超過負担をやつてもそれをやつていくか、あるいは、事業そのものを縮小するか、そのいずれかしか方法はないわけでございします。

そういうような実態を考へてみますと、私も期待するような方向に公共事業全体がなかなか進んでまいりませんし、特に、国民が最も願つております道路の整備という面も、期待するほどにはなかなか進んでまいらないというような実態にあるわけでありまして、こういふような実態につきまして、四十八年度いろいろと御指導を願ひ、あるいは、国としてのいろいろな対策を講じていたが、かなければならないのじゃないかと思ひます。が、そういう点について、特に、現在自治省のほうで考へておることがございしましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○江崎国務大臣 御指摘の、最近の資材の値上がりの問題は、全く異常なものがあります。したがって、私どもも、閣議において、もう三度このことを協議いたしました。たとえば、急がないものはあと回しに、順送りにして、あるいは災害復旧とか、また、施設において、あるいは緊急を要するもの、どうしても早くつくらなければならぬもの等々においては、実勢単価を採用していくということ、関係各省庁ともども検討をいたしておるところであります。

したがって、今後、実勢単価を採用するというのがまず一点。それから、補助単価の改善に伴つて、事業量を一体調整するのかがどうなのかということ。これは縮小という意味も含めてですね。それから、どうしても所要のものだけは予定どおり工事を進めなければならぬということであるならば、補正を一体どうしていくのかというふうなふうに、執行計画との関連を十分見きわめまして、現在慎重に対処しておるというのが実情であります。また、関係各省庁には絶えず事務的にも注意喚起をいたしております。必要がありますれば、その模様等についても申し上げさせていただきます。

○折小野委員 当面、四十八年度の仕事を何とかやつていかなければならないということで苦慮しております地方団体が、どういふようなやり方でやつていったらいいのか。いろいろと政府においても対策を講じておられるということでもございしますが、簡単に言つて、今後一そう超過負担がふえるであろう。しかし、それはやがて国が見てくれるのであるから、何とかやれるだけのものはやつていこうという態度でやつていくべきか。あるいは、やはり財政の均衡をはかるということも大切だ。そういう意味においては、非常に必要な、急ぐ仕事であるが、この際は、何とか事業を縮小して、財政的な破綻を来さないようにしてやつていこう。そのどちらの態度をおすすめにいたしますか。

○鎌田政府委員 私ども、この点につきましましては、ただいま大臣からお答え申し上げましたように、せつかく年来の懸案でございした超過負担の解消に手をつけたところで、新たな超過負担というものが、それこそ大きな規模で出てまいるわけでございますので、これにつきましまして、いち早く建設、文部、農林、運輸、関係各省に申し入れをいたしまして、この単価の是正ということについて責任をもって措置してもらいたい、それについてのとれた措置というものを理解し、回付をいただきたい、こういふことを申し上げますと

時に、先般、当委員会でも申し上げましたように、緊急にこの五月の十六日に地方課長、財政課長会議を持ちまして、この点についての実情の調査も行なつたところでございます。その結果におきまして、ものによりまして、二割から三割程度の、やはり、現在の予算単価では執行がでない、こういったような差額の数字でございまして、そういった心証を得ておるところでございます。

かたがた、それぞれの各省におきましては、いまの公共事業につきましては、大臣から申しましたように、四十八年度の事業については、契約時点における実勢単価というものを採用。公営住宅につきましても、近く関係省の間で結論を得て、地方に対して指示をされるようでございます。学校関係が、まだ現在調査をやっておられる段階でややおくれておりますけれども、これも近く大蔵との間の意見の調整をはかつて、地方団体に対して指示をされるという段取りになつていくわけでございます。私どもも、その間の経過を見守りながら、地方団体がある程度しよ込みの形で事業だけをやってしまふという事にならないようにしたい。これは一べん超過負担をやつてしまふという事、さかのほつてその分を国がめんどうを見ようという事は、これまで例がございせんし、なかなか困難なところがございますので、やはり、事業の執行段階において、そういう超過負担というものを生ずることのないように、厳に配慮して指導してまいりたい。

その場合におきまして、この補助単価の引き上げということになりますと、既定の予算の範囲内におきましてやるということになりますれば、事業量の縮小という問題も出てまいります。事業量の縮小という形でいくのか、事業量を落とさないで、この補助単価も上げるといふことになつてしまふ、当然補正の措置ということにもなると思ひます。事業のそれぞれの実態に依つて、どの措置をとるか、これはまたそれぞれの所管省のお仕事でもあるわけでございますので、十分に連絡を

密にいたしまして、誤りのないようになつてほしい。超過負担を新しく生ずることだけは何とかして避けたいという事を考えておる次第でございます。

○折小野委員 ただ単に工事費が上がつただけでも今日の混乱というものを来たておるわけでありませう。従来から、地方団体のいろいろな困難の中で、これだけではない、そのもとになる用地の問題がまだあるわけだ。ところが、この用地の問題につきましても、国のほうでもまだまだ十分な配慮がされておられません。しかも、今日、用地の値上がりは実に大きなものがございます。いろいろな支障を来たすような、困難を引き起こすような、そういう問題が、今日、地方自治に対して山積をしておるわけでございます。こういう点は、ただ単に地方行政だけの問題じゃございません。国自体の問題でもあるわけでございます。講じていただいて、国にいたしまして、地方にいたしまして、少なくとも、国民の生活を守るような適切な対策を、しかも緊急にやつていただくことを特に期待をいたしたいと思ひます。

次に、今度の交付税の計算の中で、人員につきましても、いろいろと操作をされております。義務教育の職員が足りない。これに対して八千二百七十八人ふやす。あるいは、高校の職員を二千九百四十九人ふやす。警察官を四千五百人ふやす。消防職員を一千八百九十九名ふやす。その他、一般職員の増加も認める。結局、増加が二万一千人、それに対して、一面、定員削減一万人、こういうふうな計算の基礎が出ておるわけでございます。

ところで、この定員削減の一万人でございますが、これは、警察とか学校の先生などはどうしてふやさないやならない。といたしますと、結局、この一万人というのは、一般職のほうから削つていかなきゃならないことになつてくるわけでございますが、そういう点については、一般職

のほうは、それだけ余剰の人員があるというふうにお考えになつておられるわけでございますか。

○鎌田政府委員 この職員の定数削減でございますが、これにつきましては、国の国家公務員におきまして四十七、八、九の三年間におきまして五割削減、これと軌を一にして行なつておるわけでございます。したがしまして、この四十八年度の地方財政計画におきまして、都道府県の一般職員、警察事務職員、それから大学関係の職員、それから市町村の一般職員、こういったもので合計一万二千五百人を見込んでおるわけでございます。この人員の削減ということにつきましては、やはり、一方において公務員を上げながら、国と両方軌を一にいたしまして定数の削減をはかつていく、こういう考え方に立つものでございます。

なお、地方公務員につきましても、昭和四十七年度の調査をいたしますけれども、いわゆる新陳代謝の状況を見ても、総人員に對しましての退職者の比率。この退職者の中からは、企業職員なりあるいは教育公務員、警察官といふものは除いてございまして、その退職者の比率を見ますと、四十七年度で四・二％でございます。単年度一・六七％の削減計画でございますので、新陳代謝の範囲の中で、この削減といふものは無理なくできるのではないだろうかといふふうに考えておる次第でございます。

○折小野委員 ふやすほうにつきましては、何千何百何十何人、まことにばつぱり出しておるわけでございますが、減らすほうについては、おおむね五割削減の線で、ということでございます。私ども、地方団体は、それぞれ公務員を向上することによつて、人員は少ないことが望ましい、そして、能率的であることが望ましいといふふうに思ひます。こういったような点につきましては、もつとも公務員を上げるような具体的な方策といふものを考へます。あるいは、それは地方団体自身が考へるべき問題であるかもしれないが、そういうものを考へるとはつきり出して計画を立てるといふことが大切なことではなからうかといふふう

に考へております。特に、それぞれの団体でそれぞれの理由というものもございまして、また、職員が携わつております業務の内容というものもあるわけでございます。こういった点につきましては、ただ単に五割やつておるから地方も五割といふことでなしに、もつとはつきりしためどをつける、あるいはつけさせる、こういったような方向での指導ということが必要なのでなからうかといふふうに考へるのでございまして、いかがでございますか。

○鎌田政府委員 ちょっと私の答弁がまずかつたのだらうと思ひますが、この減員人員につきましても、五割という率ではございせん、先ほどちよつとはしよつて申し上げましたが、一万二十五人。一万二十五人の内訳はちやんと示しておりまして、それを、標準団体におきまして人員の計画人員におきまして、ふやすもの、減らすもの、こういったプラスマイナスを立てておるという事でございまして、あまいな示し方にはなつておらないといふことを、答弁がまずかつたせいだと思ひますが、はつきりさせていたいただきたいと思ひます。

それから、この考え方でございますが、時代の要請に依つて、人間のふえるところもあれば、また、それほど人を必要としないといったものがあるのではないだろうか。現に、最近におきまして人をふやしておりますのは、やはり、公害関係でございますとか、あるいは環境衛生関係でございますとか、そういうところに重点を置いてふやしてきておる。他方におきまして、その場合に新しくふえるところもあれば、時代の要請といふものにかんがみてだんだん減らしておるところもある。そういうところにおいて、職員の、いわば定数のまい転換といふものを考へていたかどうか、あるいは、機械化のきくものについては機械化といふものも考へて、人手を省く省力といふこともやつてもらいたい、こういったふうに考へておる次第でございます。

○折小野委員 ふやすのは容易なんですけれども、減らすという事はなかなか現実にはむずかしいことなんです。これは、ただ単に指導だけでできる問題でもございません。各地方団体がほんとうにその気になって取り組んでいかなければ容易なことではないと思います。それだけに、能率を高めるとか、あるいは最大の効果をおさめるための最低の人員というものを十分把握をしてやっていくという事は、なかなか容易なことじゃございません。こういう点はなかなかいいことでは決してありませんが、これが特に大切なことだと私は思います。そういう面から、こういう点に対する指導と申しますか、あるいは助言と申しますか、そういうようなことが特に必要なことじゃなかろうかというふうに考えます。

やはり、同じ行政指導という面でございますが、今回の改正によりまして私学の助成を高めたいというふうにおっしゃっておりますが、これは都道府県の場合は主として高校、それから、市町村の場合は、おそらく幼稚園が一番中心だというふうに考えるわけでございます。しかし、実際行なわれております実態は、それぞれの地域におきまして非常に差が大きいわけでございます。指導と申しましても、いろいろな程度があらうかと考えておりますが、しかし、特に、私学の場合におきましては、それをやらない場合においては、当然地方公共団体がやらなければならぬ。こういうような面もございまして、そういうような面からいいますと、やはり、ある程度の水準は統一をすべきじゃなかろうかということも考えられるわけでございます。こういう点につきまして、現在の実態並びに今後の指導方針と申しますか、そういう点を御発表願いたいと思います。

○鎌田政府委員 私学の助成の問題でございますが、実は、たいへんむずかしい問題でございます。大学の場合でございますと、国が補助金を設けてまして助成をしておられる。高等学校以下の私学、これに対します助成は、いろいろな経過を経まして、結局、最後は、交付税でお願いいたします。

というふうになって今日に至っておりますわけでございます。

ただ、交付税は、御案内のとおり、当然のことでございますけれども、ひもをつけてはいけません。金でございますので、これを強制的に、これだけのものをいせという事はできません。算定の基礎におきまして、ことごとくでございます。学校の先生に対する給与費の補助十分の三が十分の四に上っております。事務職員でございます。と、これまでの四十分の一が十分の一に上っております。そういった点も合わせて交付税の基準財政需要の積算の基礎といたしまして、小、中、高、盲、養護学校、これの児童生徒一人当たり二万一千円、幼稚園児でございますれば一人当たり九千円、こういうものを積算の基礎に入れるつもりでございます。都合三百九十億円というものを交付税の基準財政需要に見込むつもりでおるわけでございます。

現実の地方団体の実情は、総額におきましては私どもで調べたものがございまして、個々の団体ごとにとりいり出方になっておるかというところまで、この資料はここに持っております。けれども、それが、それぞれの自治体におきまして積算の基礎に入っております数字、また、積算の考え方というものはわかっておるわけでございまして、それを基礎にして助成をされることを期待せざるを得ない。こうして、これを出せということをお願いいたします。交付税の本質に触れる問題でございますので、交付税の措置によって私学の助成を講ずるということになります。現在のこれがもう限度かというふうに考える次第でございます。

○折小野委員 実際は、積算の基礎が、ある意味における行政指導的なものであるというところは最初におっしゃったとおりでございます。ところが、地方団体に對しましては、そういう点は徹底しておりません。むしろ、ひもをつけれない、これは地方団体の自由に使えろ金だという面が大きく受け取られておまして、行政指導的なものは

はうしろに追いやられてしまふ。それから、今度は、逆に、文部省から私学に對しましては、私学に對する助成は、従来十分の三であったのを十分の四にしましたよ、というふうになされて流される。そうすると相手方の私学のほうは、その行政指導的なものをむしろ補助的な受け取り方をしております。そういうことで、地方の住民側と自治体側との間の意思の疎通を欠き、そこに不信感が生まれてくる。こういうことが実態だと思ひます。ですから、各地方団体に對しまして、積算の基礎というものははっきり示して、一応こういう標準と出してある、そしてまた実態はどういうことだ、いろいろな資料を出すという事は、ひもをつけないといふこと、そういう面の資料を示して助言をするといふことはおのずから違ふわけでございます。その辺は十分考えていただきたいと思います。また、自治省以外の各省庁が直接その関係の住民に對していろいろと指導される場合も、やはり、交付税の本来の性格というものがあわせて言っておいた方がいいと思います。その間に考え方のギャップが出てまいりまして、変な形になっていくということが間々ございまして、こういう点は、ひとつお気をつけいただくといいと思います。

そこで、次には消防費でございますが、今回の改正で、新たに人口密度補正を適用して、過疎地域に對する基準財政需要額の算入を強化したというふうに御説明になっております。従来、消防、特に消防団ですが、これに對する財政的な面の配慮というものが非常に薄かったというふうに私どもも考えております。で、今日、なかなか団員の確保といふことが困難な実態にございます。しかも、事は災害でございまして、いざそれが起こった場合には、直ちにこれに對応しなければならぬ。もちろん、今日、あちこちに常備消防がたくさんできてまいってきましてはありますが、しかし、水防であるとか、あるいは山火事であるとか、あるいは犯罪捜査協力であるとか、あるいは

人命救助であるとか、こういうような面におきましては、やはり団員の数というものがものをいう場合があるわけでございます。そういう点からいいたしまして、今回、これを基準財政需要額に算入することを強化していただいた。これはけっこうなことだと思ひますが、その消防団員に對しまして、その消防団員の役目に應じて、どの程度の対策、あるいはどの程度の、端的に言えば報酬と申しますか、そういうものの基準をお考えになつて改正をされたのか、お伺ひいたします。

○宮澤政府委員 消防団は、たゞいまお示しのよう、消防職員とともに、第一線の出動部隊の両翼をなつておるわけでございまして、たゞいまもお話しいたしましたように、最近、消防団員の減少の傾向がございまして、御参考までに申し上げます。現在、全国で、消防団員が約百二十万人でございます。ここ数年は減少のカーブもだいぶゆるやかになつてまいりましたけれども、ここ十年間に約三十万人消防団員が減少をいたしました。それに対しまして、たゞいまもお話しいたしましたが、消防の常備化も進んでおります。それで、それでカバリーできる面もございまして、やはり、常備消防、消防団、それが一体となりまして地域社会の安全を守ることが必要でございますので、消防団員の処遇の改善を中心に行なつたところでございます。

消防団員の処遇につきましては、各種の表彰制度でございまして、あるいは公務災害補償制度でございまして、あるいはいろいろな各種の制度の強化を逐次してございまして、やはり、中心は、たゞいま御指摘の報酬と出動手当の問題でございます。それにつきましては、今回、財政当局といふいろいろ相談をいたしました。大体二割前後のアップをいたしました。たとえば、消防団員でございまして、四十七年に五千円でございますものが、六千円というふうに報酬額を引き上げておるわけでございます。もちろん、消防団員が出動いたしましたのは現金でやつておるわけではござい

それから、一、二つけ加へさしていただきたい  
と思いますことは、これは折小野委員も十分御承  
知であらうと思いますが、交付税でこういうよう  
な措置をいたしましたも、なお、現地では、交付  
税の需要で見ました基準だけ報酬なり出勤手当を  
なかなか出してくれないという市町村もございま  
す。これは、私どももせっかく指導をしておりま  
すけれども、今後、少なくとも交付税の水準が  
低いままではぜひ出してほしいということを強調し  
てまいりたいと思います。

それから、報酬や出勤手当を、ただいま申しましたように、交付税の水準ほど出してない、場所によりましては、むしろ支給をしていないといふところもございます。それは、一つには、消防団のいろいろな諸会合がござりますが、その運営費に報酬なり出勤手当なりが回つてしまふといふ傾向があることも事実でございます。そこで、今回、これも財政当局と相談をいたしまして、これまで消防団の運営費と申しますが、標準団体で九万円でございましたけれども、これを、三十万円ということに引き上げをいたしまして、そういうような消防団の運営費に報酬や出勤手当が回ることをないように配慮をいたした次第でございます。

いずれにいたしましても、消防団員の処遇の改善につきましても、今後も努力をいたしまして、第一線の地域社会を資金でなく守ってくれる人々へちでございしますので、財政的な措置も十分にいたしたいと思います。

○折小野委員 消防団員の処遇の問題ではないが、官の御答弁もございましたが、昔から義勇消防ということはございます。銭金じゃないんだという考え方。しかし、もうそういう考え方ではおわ

しかし今日におきましては、若い者の意識が違つてきておる。これはもう私から申し上げるまでもございませぬ。しかも、それぞれの地域の職場におきまして、やはり、最小の人員しかかかえていない。消防といえども、何人かの人員がその中から突然出ていつてしまふと、機能がとまつてしまふというやうな状況が現在の実態でございます。そういう面からいいますと、いままでのやうな義勇消防、資金ではないんだというやうなことで、団員にその活動を期待するということではもうできなくなつてきている。これはもう時代がそらなつてきている。したがつて、現在の子

いろいろ變わつてきている時代に対応した対策というものをお互いに考えていかなければ、団員にいままでのような考え方で消防を期待するということとはできないんじゃないかならうかというふうに実は感じつつあるわけであります。これは、私どもが接触いたしましたのはほんの一部の者でございますが、そういう点について、全国的な動向というものも十分お考え合わせていただきまして、今後の対策というものを考えていただくことが大切じゃないかならうかというふうに考えるわけでございます。

したがって、議員の処遇にいたしましたも、五  
千円を六千円にしたからとか、あるいは二割、三  
割アップしたからということでは問題は絶対に解  
決しないというふうに考えます。ですから、そも  
そもいう点は、いま私もここでどうすべきだといふこ  
とはなかなか言えませんから、報酬とか手当とか  
にいたしましたとしても、少なくとも、世間的な常識でな  
りますところの、一日出ますと三千円やそこらけは  
当然かかるのだというふうなことをお考えになつ  
て、消防の今後の問題の解決に当たつていただ  
く、あるいは対策を講じていただくということが必  
要じゃないかと思ひます。長官のほうで、いそ

いまだお示しの御意見と申しますか。お気持ちといたささかも変わっております。確かに、現金ではないというよりないままでの考え方だけでは、もはや通つていかない世の中でございます。と申しまして、先ほどもちよつと触れましたように、それでは常備消防をしていけばそれでカバーできるのかと申しますと、絶対にカバーできない面がたくさんあるわけでございます。したが、いまして、そういう善意の地域の人たちが十分活動をして、しかも、それに対して合理的な金銭的な報い

も十分な基準でほしいというふうなところまで持っていくことが一つであらうと思います。五千万を六千万に、二割ほど上げましたけれども、それは、ただいま折小野委員もおっしゃいましたよ。うに、あるいは私も申しましたが、いまの世間並みの合理的な金銭上の水準にははるかにまだ遠いと思います。私どもも、そういう財政的な措置に付きましては、今後ともさらに考えていきたいと思っていますが、同時に、この問題は、財政的な問題を含めまして、またそれ以上の、地域社会の人が、自分たちの地域社会を自分たちで守るための仕組みなり組織なりというものを、今後どういうふうな考えていくのかという問題に大きく関連をいたしております。

私ども、ただいま内部で議論をいたしておりますので、また、おりに触れていろいろお教えを賜りたいと思います。

○折小野委員 どうぞひとつよろしく御検討をいただきますと思います。

ところで、地方団体がそれぞれ財産を持っています。これを火災保険に入れるのかどうかという点でございしますが、私どもが承知しております範囲では、たとえば、国はたくさん財産を持って

規模も小さい。そうするとまた、その団体の持つております財産も、ある程度のとこにその団体にとつては相当大きな比重のものが固まつておる。したがって、火災になつては困る。また、これは地域住民の大切な財産であるから、それを何とかして守らなければならぬという意識、それからまた、それは常時住民に利用されておるので、それがなくなつてしまいますと、住民サービスという面から言つても困る。もし焼けたらいた

しましても、直ちにその要とはそれをつくつて直していかねければならない。そういうようなことで火災保険をかけておる。これは、小さい団体は火災保険をかけておるといふのが実態だと思ひます。こういう面につきましても、かけるにしても、かけないにしても、はたしてどっちがいいのかというので、それぞれの団体は非常に悩んでおるわけでございます。こういう点について、何か合理的な基準みたいなものはないのでしょうか。

○林(主) 政府委員 御承知と思ひますけれども、自治法の規定に基づきまして、都道府県、市、町

村。それぞれ三つの団体は、共有物件損害井浜会  
という組織があり、これにおもな財産は相当たく  
さん加入していると思います。現在、県では、沖  
縄県のみがまだ未加入であつて、四十六県は入つ  
ております。市も、六百三十市で十三市が未加  
入。町村は、町村の数で押えておりませんが、建  
物は、三千幾つの町村で二十五万件ございます。  
ですから、この面で、おっしゃるような心配はだ

したがって、これに入る以上に、さらに民間の保険会社に保険をかけるかどうか、これはまさにその団体のいろいろの考察え方によるわけでござ

